

芽室町営水泳プール建替基本計画

(案)

令和2年 月

芽室町

目 次

序章 はじめに	- 1 -
1. 計画策定の目的	- 1 -
2. 本計画の位置づけ	- 1 -
 1章 既存プールを取り巻く状況	- 2 -
1. 既存プール及び町内社会体育施設等の状況	- 2 -
2. 計画地の概要・敷地条件	- 3 -
3. 既存プール他施設の状況等	- 5 -
 2章 新水泳プール・社会体育施設等整備の考え方	- 10 -
1. 新水泳プール・社会体育施設等整備の必要性	- 10 -
2. 上位計画・関連計画の整理	- 10 -
3. サウンディング調査結果	- 14 -
4. 新水泳プール整備の基本方針	- 14 -
 3章 周辺施設等との連携	- 16 -
1. 町内体育施設との連携	- 16 -
2. 近隣屋外施設等との連携	- 17 -
3. 隣接施設との連携(プール・勤労青少年ホーム・総合体育館)	- 19 -
 4章 施設整備計画	- 20 -
1. 必要諸室の設定	- 20 -
2. 諸室の必要機能等	- 20 -
3. 土地利用・配置計画	- 27 -
 5章 事業計画	- 30 -
1. 事業方式の選定	- 30 -
2. 事業者選定方式	- 31 -
3. 事業イメージ	- 32 -
4. 管理運営事業の収益想定	- 33 -
5. 事業費と整備財源	- 35 -
6. 事業スケジュール	- 37 -
 参考資料1 事業スキームイメージ	- 39 -
参考資料2 町営水泳プール設置及び管理条例(現行)	- 42 -
参考資料3 公認プール施設概要	- 43 -
参考資料4 アンケート調査(建替基本構想策定時)	- 45 -
1. 調査目的	- 45 -
2. 調査概要	- 45 -
3. 調査結果抜粋	- 46 -

序章 はじめに

1. 計画策定の目的

町営水泳プールは、平成2年（1990年）の開設以来、芽室町民の健康増進を目的とし、30年間使用されてきました。

現在は経年劣化などにより特に内外装の劣化をはじめ、機械設備については老朽化が著しく、その都度応急的な対応処置を講じてきたものの、抜本的な改善が必要となっています。

また、施設は当初通年でのプール利用を想定しておらず、冬期間はプール部分をゲートボール場としての使用を想定していましたが、近年プールの通年利用となったことから、暖房能力の不足、外壁サッシの断熱不足による内部結露の発生などが問題となっております。

平成27年（2015年）には、芽室町温水プールの今後のあり方について、検討するため検討会議を設置し、11月に「芽室町温水プール改修計画の基本方針」（以下「改修計画基本方針」という。）を策定しました。改修計画基本方針では、多額の施設改修経費を掛け改修しても設備更新や修繕経費の発生が予想されるとともに、施設規模が変わらなければ維持管理コストの大きな軽減にならないことから、施設規模を縮小しても建替する方針を決定しました。

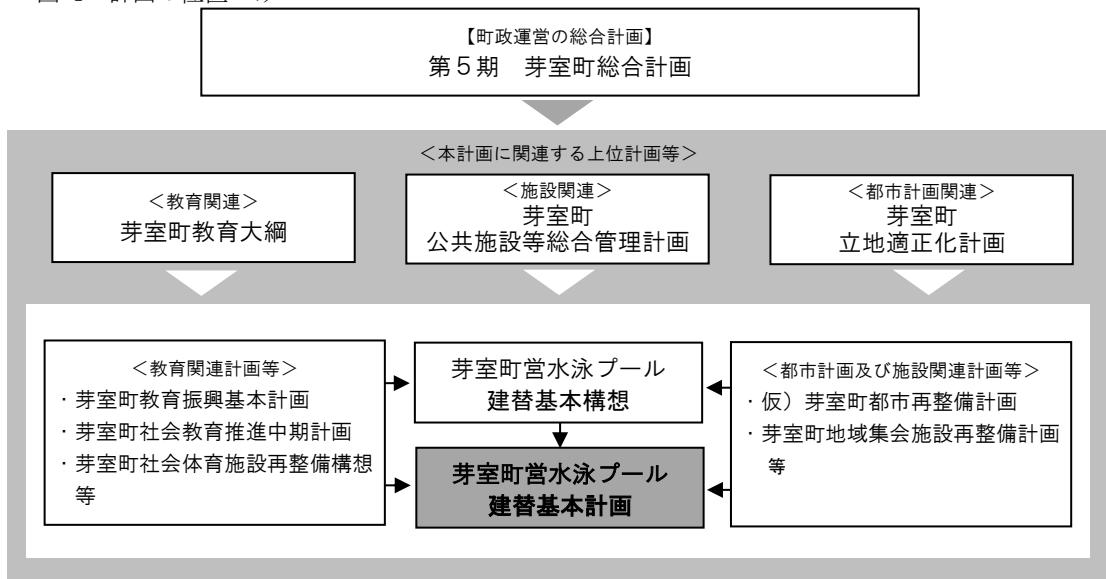
また、平成31年（2019年）3月に策定した「町営水泳プール建替基本構想」（以下、建替基本構想という。）では、ニーズ把握を踏まえた上で、適正な施設機能や規模設定及び事業手法をまとめました。

本計画は、建替基本構想を基に、芽室町が必要とする施設機能や規模設定等とともに、新町営水泳プールの整備と既存ストックである社会体育施設等の連携をさせたサービス提供に期待をし、官民連携による再整備を明確化するため基本計画を策定します。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、第5期芽室町総合計画をはじめとする上位計画や関連計画等との整合を図り策定します。計画の全体像は図1のとおりです。

図1 計画の位置づけ



1章 既存プールを取り巻く状況

1. 既存プール及び町内社会体育施設等の状況

本町の社会体育施設は、本計画の対象である芽室公園運動広場をはじめ、芽室南公園、南多目的運動公園、芽室西運動広場等に表1のとおり16施設が整備されています。

また、これらの多くはJR駅から図2のとおり半径1kmの区域内に整備されています。

表1 町内の社会体育施設等の整備状況（社会体育施設再整備構想より）

芽室公園	①芽室町総合体育館 ②芽室町営水泳プール ④野球場 ⑤庭球場 ⑥運動広場
芽室南公園	③芽室町健康プラザ ⑦庭球場 ⑧運動広場
南多目的運動公園	⑨アーチェリー場 ⑩ソフトボール場
その他	⑪芽室町サッカーフィールド ⑫芽室西運動広場 ⑬町営スケートリンク ⑭美生川河川敷公園パークゴルフ場 ⑮芽室靈園緑地公園パークゴルフ場 ⑯東工北1公園パークゴルフ場

図2 町内の社会体育施設等の整備状況（社会体育施設再整備構想より）



2. 計画地の概要・敷地条件

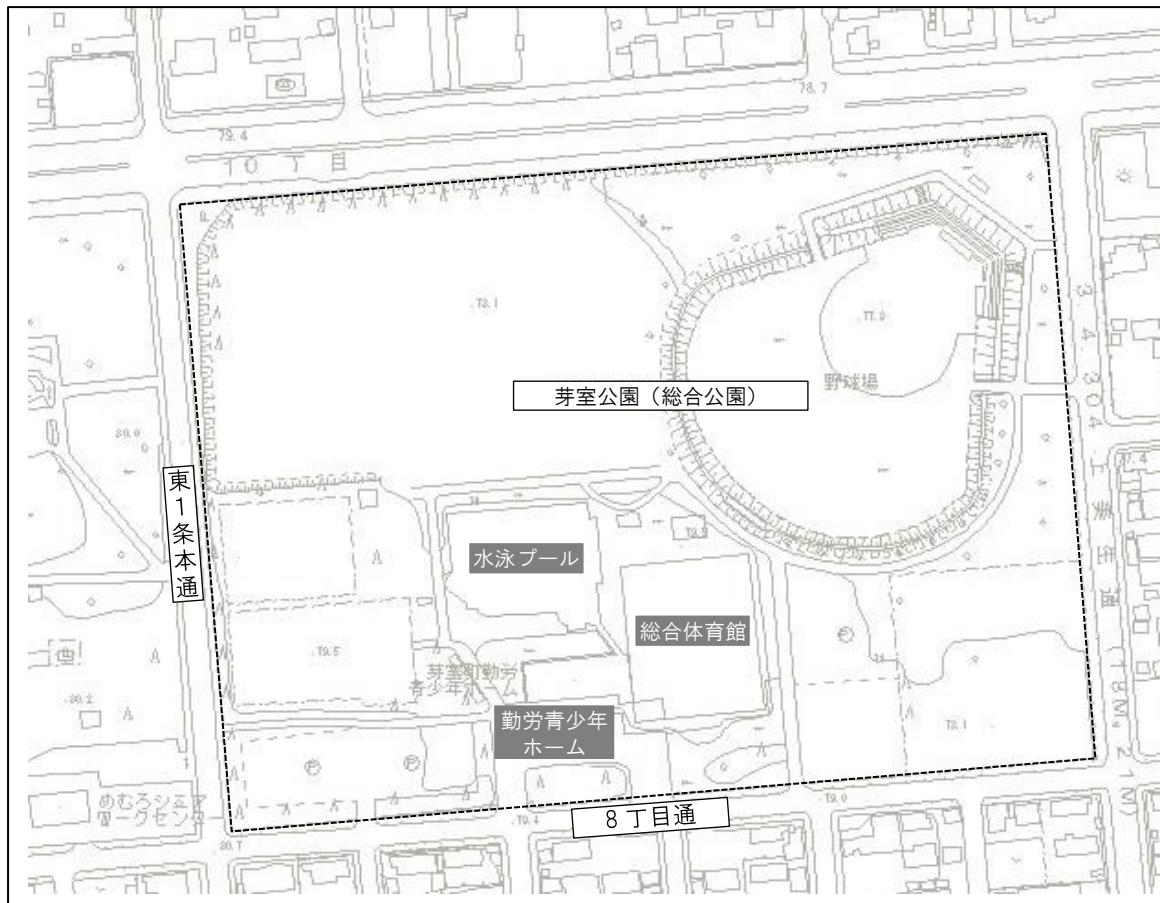
(1) 計画地の概要

計画地の位置、事業前提条件は、表2、図3に示すとおりです。

表2 立地条件

事業予定地	茅室町東1条8丁目1番地
敷地面積	約45,000m ² のうち（茅室公園内）
土地所有者	茅室町
区域区分	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
地域地区	一
その他地区	茅室公園（総合公園）内
前面道路	西側 町道東1条本通 幅員14.54m（両側歩道2.77m、車道9.00m） 南側 町道8丁目通 幅員14.54m（両側歩道2.77m、車道9.00m）
上水	西：本管φ75mm（現接続管）
下水	南：幹線（現接続管）

図3 茅室公園内のスポーツ施設の状況



(2) 芽室公園内の社会体育施設等の状況

既存の水泳プールは総合体育館に隣接し、芽室公園運動広場の中央部に整備されています。

その他公園内には、図4のとおり野球場、運動広場、テニスコート（6面）、パークゴルフ場等の運動施設の他、バイオマス発電施設等が整備されています。

図4 芽室公園内のスポーツ施設の状況



3. 既存プール他施設の状況等

(1) 既存プールの利用状況

過去5年間の利用者の推移では平成26年度(2014年度)以降増加しており、平成30年度(2018年度)には47,035人となっています。月別利用者数では6月～8月の夏季の利用が多く、6月の利用者は7,000人を超えています。なお、最も多い利用者層は高校生以上的一般で、年15,000人以上となっています。(表3、表4、図5参照)

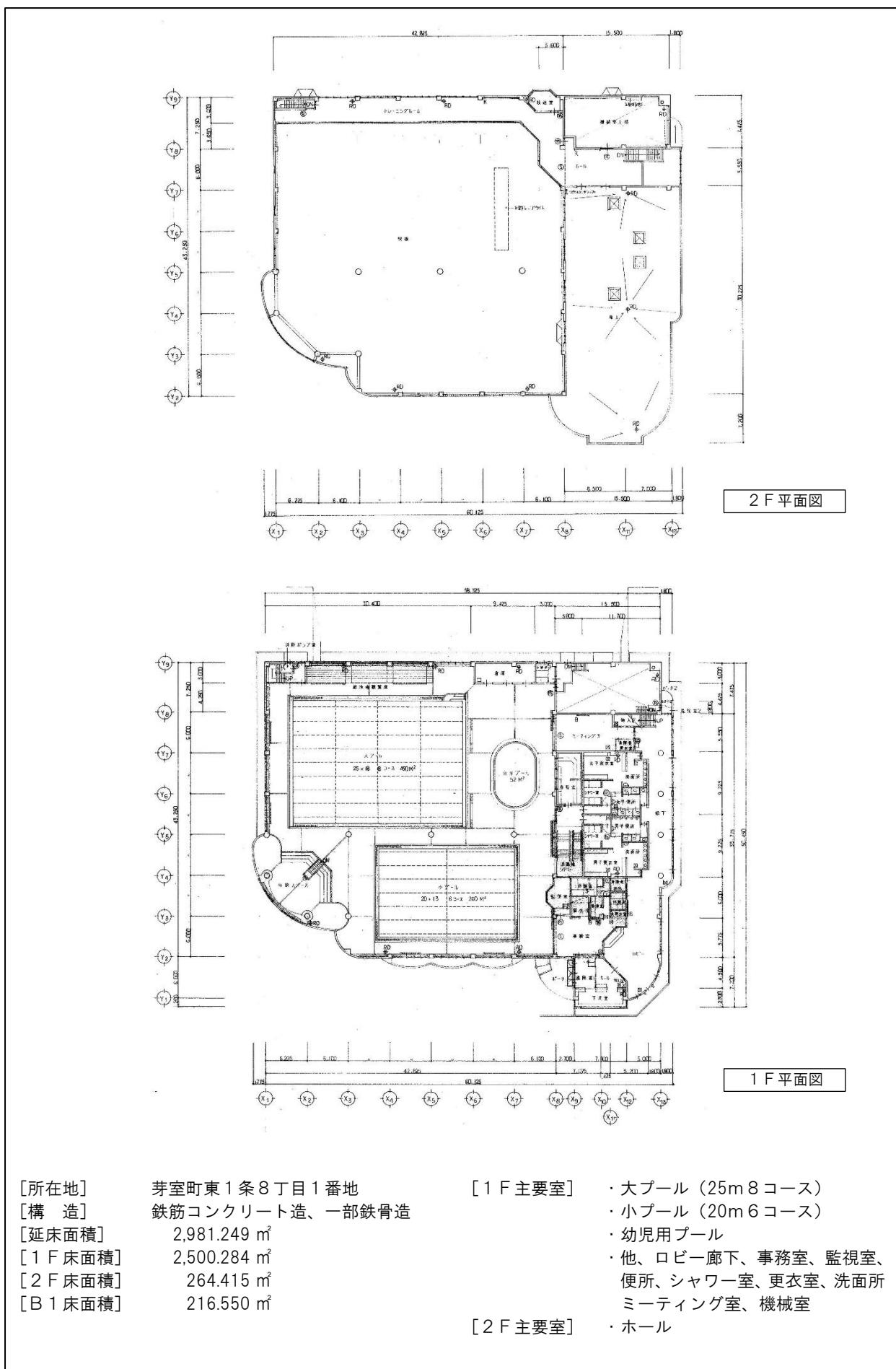
表3 過去5年間の利用実績

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数(人)					
個人	21,061	22,290	22,954	24,024	23,085
団体	23,839	23,605	22,380	23,909	23,950
計	44,900	45,895	45,334	47,933	47,035
開館実績					
年間開館日数(日)	283	283	283	281	278
開館時間	9時30分～21時				

表4 平成30年度利用者内訳

個人利用者(人)			団体利用者(人)					計
	中学生以下	高校生一般	小計	教室サークル	少年団	学校幼稚園保育所	その他	
4月	536	1,540	2,076	782	285	0	204	1,271 3,347
5月	707	1,468	2,175	753	606	135	204	1,698 3,873
6月	1,050	1,549	2,599	1,138	616	2,496	272	4,522 7,121
7月	1,264	1,660	2,924	659	700	1,979	470	3,808 6,732
8月	1,116	1,655	2,771	459	604	1,518	392	2,973 5,744
9月	534	1,065	1,599	560	397	279	440	1,676 3,275
10月	637	1,301	1,938	809	683	461	131	2,084 4,022
11月	520	1,292	1,812	934	538	0	219	1,691 3,503
12月	334	1,367	1,701	608	370	0	158	1,136 2,837
1月	419	1,191	1,610	758	411	0	608	1,777 3,387
2月	463	1,417	1,880	584	573	0	157	1,314 3,194
3月								
計	7,580	15,505	23,085	8,044	5,783	6,868	3,255	23,950 47,035

図 5 既存水泳プールの施設概要



(2) 芽室町総合体育館の状況

総合体育館は昭和53年に整備された鉄筋コンクリート造2階建で、主な機能は1階がアリーナ、トレーニング室、更衣室等で構成されています。（図6参照）また、2階は競技室、研修室等となっています。施設の利活用では、武道場と卓球が同室で混在している等の課題があります。

図6 総合体育館の状況



(3) 勤労青少年ホームの状況

勤労青少年ホームは昭和53年に整備された鉄筋コンクリート造平屋で、現在の主な利用は、郷土芸能（和太鼓）活動団体の練習場として使われている他は物置等となっています。（図7参照）

芽室町公共施設等総合管理計画では、町内の公共施設は面積の総量縮減等が方針として位置づけられています。本施設は旧耐震基準の建物ではありますが、耐震性が確認されたことから、プール建替に合わせ隣接施設としての活用も併せて検討します。（表5参照）

図7 勤労青少年ホームの状況



表 5 勤労青少年ホーム 耐震診断結果

主な診断方針	<ul style="list-style-type: none"> 柱帯筋末端が中間で重ね継手となっているので、帯筋間隔を既存図の2倍ピッチとする。 既存設計図書に鉄筋種別の記載がないので、診断強度は丸鋼（240kN/mm²）として診断を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">X 方向</th><th colspan="4">Y 方向</th></tr> <tr> <th>層</th><th>I_s</th><th>C_{TU}・S_D</th><th>判定</th><th>層</th><th>I_s</th><th>C_{TU}・S_D</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>0.862</td><td>0.924</td><td>OK</td><td>1</td><td>1.334</td><td>1.430</td><td>OK</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">判定指標値 I_{so}=0.600 C_{TU}・S_D≥0.300</p>								X 方向				Y 方向				層	I _s	C _{TU} ・S _D	判定	層	I _s	C _{TU} ・S _D	判定	1	0.862	0.924	OK	1	1.334	1.430	OK
X 方向				Y 方向																												
層	I _s	C _{TU} ・S _D	判定	層	I _s	C _{TU} ・S _D	判定																									
1	0.862	0.924	OK	1	1.334	1.430	OK																									
X 方向	<ul style="list-style-type: none"> 耐力壁は1構面あり強度指標E_oは高い値となっている。 柱はせん断柱と曲げ柱が混在している。 形状指標は、偏心率で低減されている。 診断結果は、「想定する地震力に対し、所要の耐震性を有している」となる。 																															
Y 方向	<ul style="list-style-type: none"> 耐力壁は4構面あり強度指標E_oは高い値となっている。 柱はせん断柱と曲げ柱が混在している。 形状指標は、偏心率で低減されている。 診断結果は、「想定する地震力に対し、所要の耐震性を有している」となる。 																															
片持ち床（庇）	<ul style="list-style-type: none"> 想定する地震動に対し、所要の耐震性を有している。 																															
コンクリートブロック壁面外方向の検討	<ul style="list-style-type: none"> 想定する地震動に対し、所要の耐震性を有していない。 																															
積雪量増加による鉛直応力について	<ul style="list-style-type: none"> 雪量改正により増えた積雪量は100cmから130cmと30%の増加である。屋根は鉄筋コンクリート造で、診断用荷重のなかで固定荷重の占める割合が大きく、屋根全体重量としての増加割合は10.1%と少ない。よって、積雪荷重増加による影響は少ないと考え検討を省略する。 																															
地盤の支持力について	<ul style="list-style-type: none"> 不陸調査結果より、床の傾斜は少なく、構造体に有害な不同沈下は発生していないと予測できる。柱状図を見ても基礎底レベルであるGL-1.5m以深のN値は大きい砂礫層となっているので、基礎は健全に支持されていると判断する。 																															
液状化の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 孔内水位は約4.0mとなっている。水位付近ではN値が高い砂礫層が続いている。よって、建物に影響を与えるような液状化が発生する可能性は低いと考えられる。 																															
維持管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 間仕切り壁で使用されているコンクリートブロック壁の積み上げ高さが現在の既定値である3.5mを超えており、改修を行うことが必要である。 ひび割れに関しては塗膜の劣化が見られた。放置しておくと外装材や構造体の不具合が生じる可能性があるので、定期的な補修を行うことが必要である。 3通りE-G間の立上り壁が所要の耐震性を有していないので、改修を行うことが必要である。 																															
調査状況																																

※「2017年改定版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」に基づいてI_s値, CTU・SD値を算出し、耐震性能の判定を行った。

2章 新水泳プール・社会体育施設等整備の考え方

1. 新水泳プール・社会体育施設等整備の必要性

社会体育施設は「芽室町社会体育施設再整備構想」の施設整備の基本的な考え方に基づき、少子化の進展によるスポーツ活動の変化や、健康志向によるスポーツ活動の拡大など、多様化するニーズに対する施設機能の整備が求められるため、施設整備時から民間の運営ノウハウを反映させる官民連携により整備を図ります。

町営水泳プールは、学校授業等での使用や幅広い年代の方が使用する町民の健康増進に寄与している施設です。町民のみなさんに多く利用していただける施設及びサービスを提供するため、老朽化する町営水泳プールにあっては、「芽室町温水プール改修計画の基本方針」に基づき建替えを行う必要があります。なお、建替にあたっては、水泳プール機能を維持しつつ、多様化するニーズに対応するため、他の社会体育施設との一体性をもった施設整備及び運営により、町民のみなさんが利用したくなるサービス提供を行う必要があります。

公共施設等総合管理計画に基づき、施設更新にあたっては複合施設を検討することとしていること、「芽室町地域集会施設再整備計画」において市街地内で老朽化している地域集会施設の再整備を図ることとしていることから、市街地内の地域集会施設を集約化に向け、新水泳プール建替え事業に集会機能をもたせるものとします。

- ◆市街地における水泳プール機能の維持（建替）
- ◆他の社会体育施設との一体性をもった施設整備
- ◆地域集会機能との複合化

2. 上位計画・関連計画の整理

(1) 第5期芽室町総合計画[平成 31 年(2019 年)3月]

本計画は、平成 31 年度（2019 年度）～平成 38 年度（2026 年度）までの 8 年間を構想期間とする第 5 期芽室町総合計画は、将来像を「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」として、社会体育施設等に関する主要施策は基本目標 2-2 で位置づけています。

＜将来像＞

みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ

＜学校施設関連の政策・施策＞

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

2-2-2 スポーツしやすい環境づくり

- (1) 多様なニーズ・適正に応じたスポーツ活動と運動機会の提供
- (2) 体育会・関係団体の連携と支援
- (3) 発祥の地ゲートボールの普及振興
- (4) 社会体育施設の機能の充実

＜施策に係る取組（主要な事業等）＞

- ◆年代、目的に応じたスポーツ教室等の開催
- ◆ゲートボールの普及拡大（青少年・青年・成年層のゲートボール体験の場づくり）
- ◆社会体育施設の計画的な整備・更新に向けた検討

(2) 芽室町教育大綱[平成 30 年(2018 年)12 月]

本大綱は、「第 5 期芽室町総合計画」における教育、社会教育及び文化・スポーツ等に関する部分を基本とし、基本方針は以下で位置づけています。

<基本方針>

- ◆「次代に輝く 芽室の人」を育む

(3) 夢の実現への挑戦

- ①社会で活躍する人を育む
 - ◆家庭の教育力向上に向けた支援
 - ◆体験活動を通した人材の育成
 - ◆生涯を通した学習機会の提供と社会参加の促進
 - ◆郷土芸能や文化活動の振興
 - ◆一流アスリート等の招聘によるスポーツ環境の推進
 - ◆社会教育・社会体育施設の環境整備

(3) 芽室町教育振興基本計画[平成 30 年(2018 年)12 月]

本計画は、基本理念を「芽室を愛し 夢の実現に挑戦する 心豊かな次代に輝く人を育む」とし、社会体育施設の整備に関する施策項目は以下で位置づけています。

<施策項目>

8. 社会教育の推進と文化・スポーツの振興

(4) 社会教育・社会体育施設の機能の充実

- ①社会教育・社会体育施設は各種活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。また、総合体育館周辺の土地利用について検討をします。

(4) 芽室町公共施設等総合管理計画[平成 28 年(2016 年)2 月]

本計画は、町が所有する公共施設の全体像を明らかにし、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的とし策定しています。

<公共施設等の管理に関する基本目標>

① 新たな専用施設の整備は原則として行わない

- 長寿命化、維持補修などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新たな専用施設の整備は、原則として行わない。
- ただし年少人口、老年人口比率の変化による時代のニーズに対応した持続可能なまちづくりを推進し新たな整備が必要な場合は、中長期的な総量を捉えて、費用対効果を考慮し実施する。

② 施設を更新（建替）する場合は複合施設を検討する

- 施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- 複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化し、施設の複合化により空いた土地は、処分を促進する。

③ 施設総量（総床面積）を縮減する

- 用途が重複している施設は、統合・整理を検討する。
- 稼働率の低い施設は運営改善を徹底しなお稼働率が低い場合は統合・整理を検討する。

④ 改修コスト及び管理運営コストを縮減する

- PPP/PFIなど、民間活力の活用を検討し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

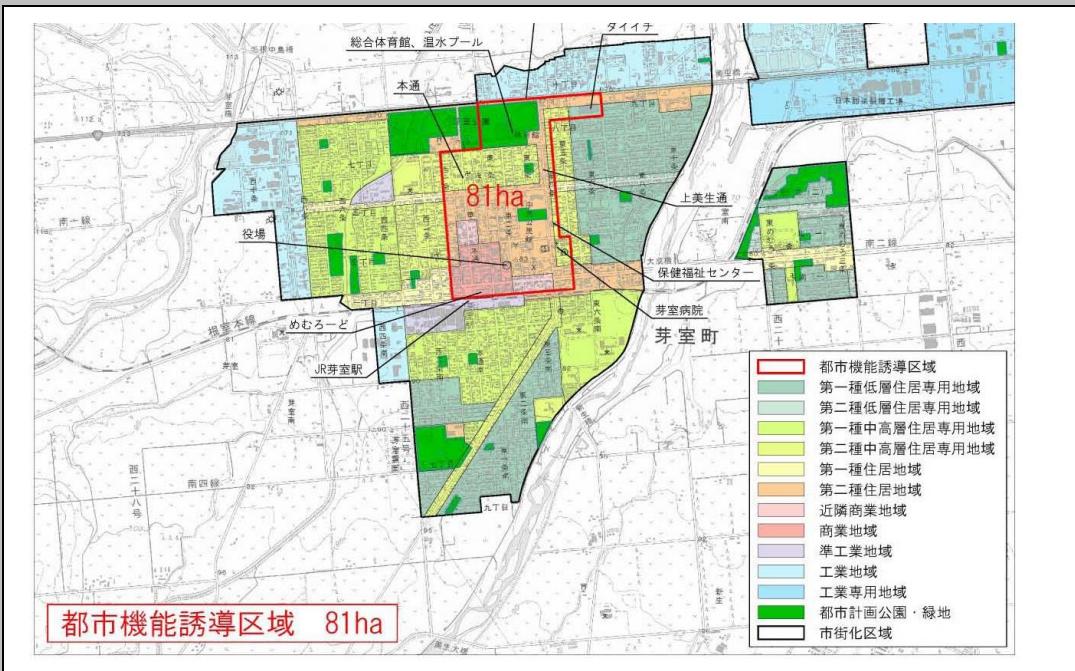
(5) 芽室町立地適正化計画[平成 31 年(2019 年)3月]

本計画は、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで行政と住民や民間事業者が一体となって持続しうる都市構造へ再構築していくことを目的に策定しています。

<まちづくりの目標と基本方針>

- [まちづくりの目標] まちの顔が見える安心快適なまちづくり
- 基本方針 1：まちなかに住める空間を確保する
- 基本方針 2：まちの核となる主要施設を集約する
- 基本方針 3：まちなかへの行き来をし易くする

<都市機能誘導区域>



<集積施設の方向性>

	集積することで機能向上する施設	
	機能	施設
教育・文化機能	町民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能	<ul style="list-style-type: none">・公民館・図書館・総合体育館・温水プール

<都市機能誘導区域へ誘導施設を誘導するための施策>

(4) 温水プール建替の検討

◆現在都市公園内に立地している温水プールは、経年劣化などにより、老朽化が著しい状況です。温水プールは町民の健康づくりに寄与している施設であり、今後も機能を維持していく必要が求められていることから、公共施設等総合管理計画も踏まえ、建替を進めます。

(6) 芽室町社会体育施設再整備構想[令和2年（2020年）]

本計画は、少子高齢社会の到来や健康志向の高まりによるニーズの多様化や、町民や競技団体等から施設充実に対する要望に対し、今後の社会体育施設の基本的な整備方針を示すことを目的に策定しています。

<施設ごとの整備方針>

1) 屋内施設利用の競技

◆総合体育館

- ・各競技の利用を継続するための機能を維持します
- ・トレーニング室は機能充実または他施設への機能移転により整備します

◆水泳プール（老朽化による建替）

- ・学校教育と健康増進機能を確保します
- ・水泳競技の利用を継続するための機能を維持します

◆健康プラザ

- ・各競技の利用を継続するための機能を維持します

2) 屋外施設利用の競技

◆野球場

- ・野球場は、練習・試合等で利用できる球場を2球場確保することとし、芽室公園野球場のほか、学校体育施設を整備します。

◆サッカー場

- ・サッカー場は、練習・試合等で利用できるグラウンドを2面確保することとし、芽室サッカー場のほか、現有の屋外施設敷地内にグラウンド1面を整備します

◆庭球場

- ・庭球場は、利用実績やコート状況等を踏まえ、現行12コートから3コート減の9コート利用に縮小します。ただし、老朽化が進むコートは種類変更を考慮し、計画的に整備します

◆ソフトボール場

- ・ソフトボール場は、利用実績等を踏まえ町内1か所に統合し競技の実施に必要な機能を整備します

◆ゲートボール場

- ・ゲートボール場は、発祥の地として競技の普及・振興を図るために必要な施設とコートを整備します。

(7) 芽室町地域集会施設再整備計画[平成 29 年 (2017 年) 11 月]

本計画は、様々な社会情勢や地域住民のニーズを踏まえ、今後の中・長期的視点に立った本町の地域集会施設の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定しています。

<再整備の基本方針>

② 市街地の基本方針

(1) 施設の整備は次の 5 つの区域を単位とする。

- ① 中央地区
- ② 東地区
- ③ 西地区
- ④ 南地区
- ⑤ 東めむろ地区

(2) 施設の機能は次の 5 つを基本とする。

- ① 地域活動（コミュニティ）の拠点
- ② 災害時の一時避難場所（駐車場含む）
- ③ 子育て世代が集う場所
- ④ 高齢者の集う場所
- ⑤ 高齢者の健康増進の場所

(4) 施設までの距離はおおむね 500m 以内とする。

3. サウンディング調査結果

(1) 個別対話

- ・調査期間：令和元年 8 月 23 日～9 月 25 日
- ・調査対象：施工者 4 社、運営者 5 社（町内 2 社、他・帯広市、道内、東京）

(2) 国交省ブロックプラットホーム

- ・調査期間：令和元年 12 月 5 日
- ・調査対象：施工者 2 社、運営者 4 社、金融 1 社、コンサル 1 社

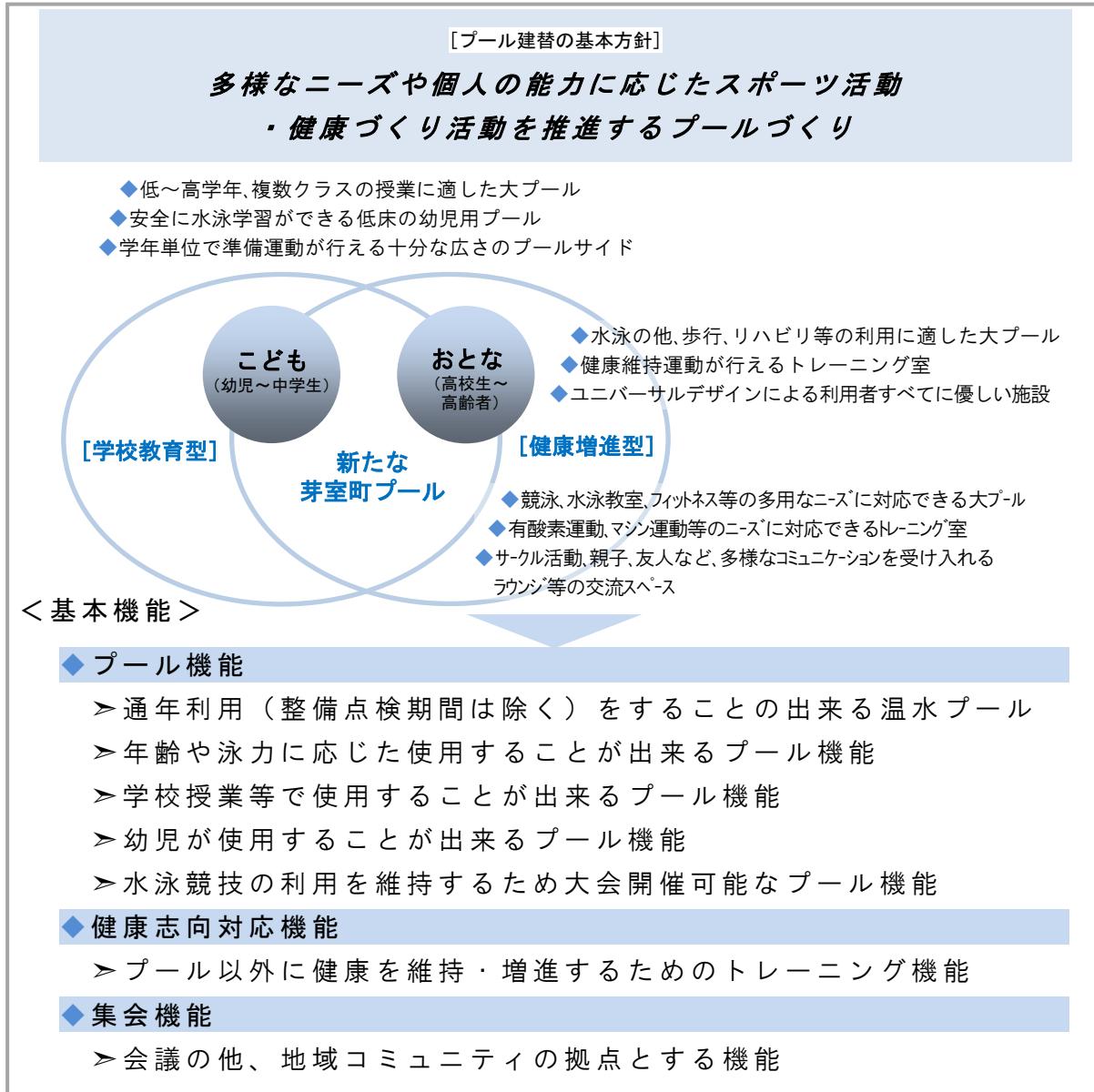
4. 新水泳プール整備の基本方針

(1) 基本方針

新水泳プールは建替基本構想に基づき、学校授業等で使用する「学校教育型」及び幅広い年齢層や個人の能力に応じたスポーツ活動に対応する「健康増進型」の機能整備を新水泳プール整備の基本方針とします。

また、基本機能は上位関連計画及びサウンディング調査等の結果を踏まえ、図 8 のとおり設定します。

図 8 芽室水泳プールの整備基本方針・基本機能



3章 周辺施設等との連携

1. 町内体育施設との連携

本町が所有する社会体育施設に勤労青少年ホームを含めた町内体育施設の管理運営上の連携について表6のとおり整理します。

新水泳プール等の建替事業については、勤労青少年ホームの改修及び総合体育館内のトレーニング室の機能移転等と合わせ、維持管理を含めた一体的な運営による施設連携を事業者が担うことに期待しています。また、その他の屋外施設についても、これまでと同様に一体的な指定管理による施設連携を想定し、町民のみなさんの利便性を継続します。

なお、本事業対象の3施設の管理運営と既存の複数施設の指定管理体制については、一体的な管理体制を想定します。

表 6 社会体育施設再整備構想概要表

施設		方向性	運営・連携
施設	① 芽室町総合体育館	➢トレーニング室の移設	◆新水泳プール建替事業対象(3施設の接続) ◆一体的な「運営」と「維持管理」による連携
	② 芽室町営水泳プール	➢施設改築	
	◆勤労青少年ホーム	➢施設改修 ※トレーニング室やスタジオ等の機能導入を想定	
	③ 芽室町健康プラザ	➢既存施設の改修	
芽室公園	④ 野球場	➢機能維持	◆施設の一体的な「指定管理」による連携
	⑤ 庭球場	➢規模縮小	
	⑥ 運動公園	➢ソフトボール場の機能移転	
芽室南公園	⑦ 庭球場	➢機能維持	
	⑧ 運動広場		
南多目的運動公園	⑨ 弓道場(アーチェリー場)	➢機能維持	
	⑩ ソフトボール場		
その他	⑪ 芽室町サッカー場	➢機能維持	
	⑫ 芽室西運動広場		
	⑬ 町営スケートリンク		
	⑭ 美生川河川敷公園パーゴルフ場		
	⑮ 芽室靈園緑地公園パーゴルフ場		
	⑯ 東工北1公園パーゴルフ場		

2. 近隣屋外施設等との連携

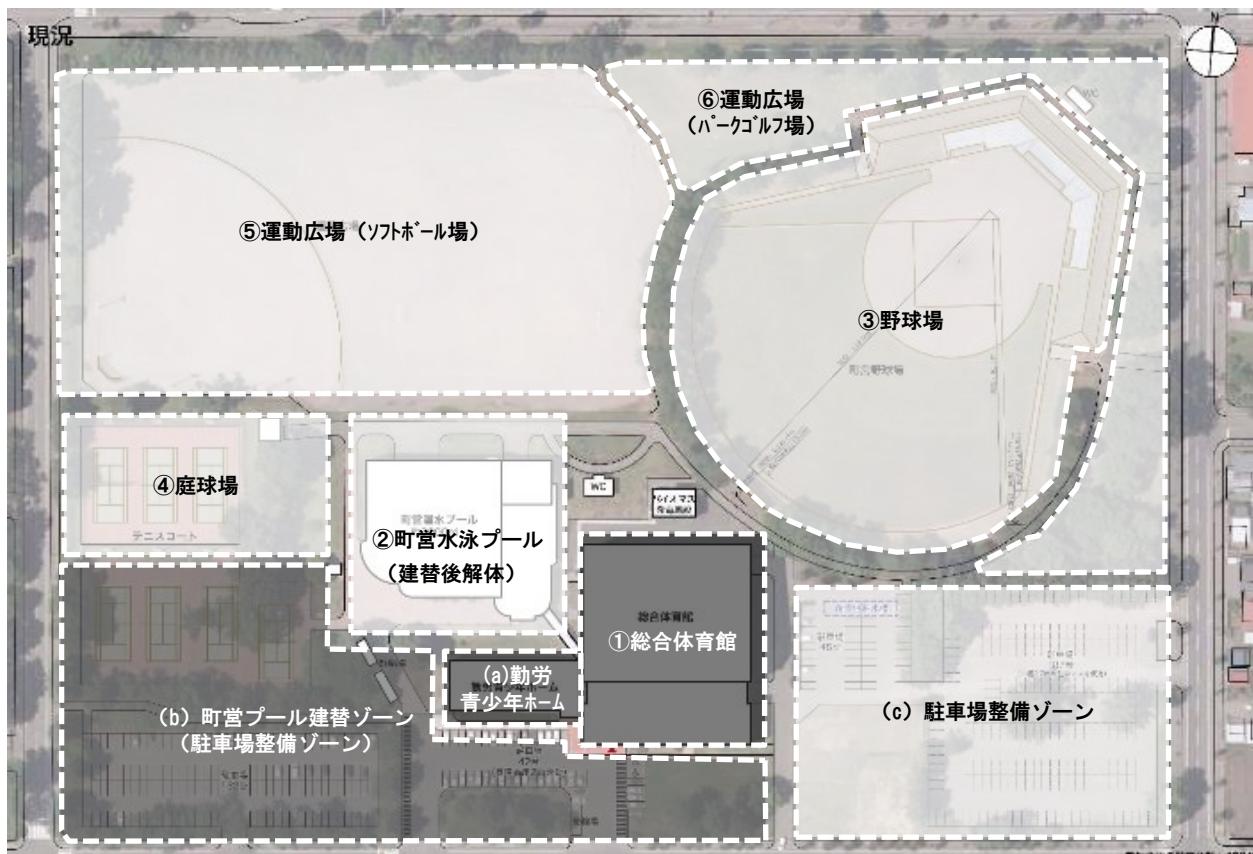
(1) 社会体育施設再整備構想との関係整理

本計画の対象範囲は、社会体育施設再整備構想内の「①総合体育館」及び、その他より「(a)勤労青少年ホーム」「(b)水泳プール建替ゾーン」とします（表7、図9参照。）。

表7 社会体育整備構想表（運動公園内ゾーニング表）

項目	施設	整備方針
社会体育施設再整備構想	①茅室町総合体育館	◆維持活用 ・トレーニング室は、機能を勤労青少年ホーム又は、新水泳プールへ移設するため新たな活用方法を検討
	②茅室町営水泳プール	◆既存施設の建替 ・建替前の既存施設は、現状維持のための修繕を継続し建替え後に解体
	③野球場	◆競技実施に必要な施設設備の計画的整備 ・球場内外にフェンス等の設置
	④庭球場	◆既存コート数6面から3面へ縮小し再整備 ・縮小する南側3コート跡地は別用途（プール建替予定地の一部、駐車場等） ・夜間照明は維持継続（照明下の3コート種類の検討、再整備（南公園庭球場との調整、機能分担））
運動広場	⑤ソフトボール場（2面）	◆既存のソフトボール場としての機能は廃止 ・西側ソフトボール場は、南多目的運動公園ソフトボール場1か所に統合し、サッカーグラウンド1面を整備 ・東側ソフトボール場は、機能廃止し、多目的スペースを整備 ・夜間照明は既存施設の活用を基本とし、種目に適した基数の設置 ・冬期間は歩くスキ場として解放
	⑥パークゴルフ場（18ホール）	◆既存のパークゴルフ場は利用を継続するための機能を維持
本計画での位置づけ	(a)勤労青少年ホーム	◆水泳プール建替に合わせ施設を改修し活用
	(b)水泳プール建替ゾーン	◆新水泳プールの建替ゾーン（総合体育館、勤労青少年ホームと機能連携するため接続可能な配置とする） ・その他、未活用地は民間投資施設や駐車場整備に利用
	(c)駐車場整備ゾーン	◆各種スポーツ大会等での臨時駐車場として活用

図9 社会体育整備構想図（運動公園内ゾーニング図）



(2) 駐車場

新水泳プールは既存施設が稼働しながらの現地建替であり、既存施設利用者の利便性を損なわないよう、勤労青少年ホーム前面及びテニスコート南面に既存台数程度を確保します。

なお、新水泳プールは改修予定の勤労青少年ホーム、及び総合体育館との機能連携を予定しているため、前面の駐車場は、下記に示す配置、台数を確保する配置とします。

また、テニスコート南面の駐車場は、新水泳プール及び周辺外構整備と合わせ、既存台数程度確保することとします。

- ◇勤労青少年ホーム正面に駐車場を整備する（身障者用 2 台分含む、既存 42 台以上）
- ◇その他、ゾーン内の新水泳プール整備敷地の周囲に駐車場を整備（既存 132 台以上）

(3) 柏の木

芽室公園内には、樹齢数百年の柏の大木が数十本残されており、本町の開拓の歴史を知る大切な町の天然記念物として保存しています。

本計画の対象ゾーン内にも、柏の自生木が数本含まれており、これら樹木は極力活かす計画とします（図10参照。）。

なお、やむを得ず伐採する場合は、木材の施設整備での活用や、運動公園敷地内でのクローネ再生植樹等を行います。

- ◇候補地内の柏の既存樹木を極力活かした計画とする
- ◇伐採が必要となる柏の木についてはクローネ再生植樹を行う

図 10 新水泳プール整備運営区域内拡大図



3. 隣接施設との連携(プール・勤労青少年ホーム・総合体育館)

(1) 施設機能の連携

新水泳プールの建替等3施設の新たな機能は、温水プール、スタジオ・トレーニング室、会議室（地域集会機能）、既存総合体育館の4機能で構成されます。よって、各機能の利用者にとっての利便性に配慮するとともに、安全な施設管理や、町民へのサービス提供等の運営上の機能がより相乗効果を発揮できるよう、多用な利用形態に対応できる施設構成とします。

なお、新水泳プールについては、主に夏季の平日はこれまでのとおり町内の児童生徒が授業で利用する施設となるため、一般利用者との併用も考慮した施設計画とします。また、市街地内のエリアでの整備により集約化を予定する、地域の集会機能については、地域コミュニティの拠点として機能を整備し、一体的な管理を行うとともに、地域の利用が無い場合は施設の文化機能として活用します。（表8、表9参照。）。

なお、各施設の設置及び管理条例で開館時間を規定していますが、指定管理者は教育委員会の承諾を得て開館時間の変更することも規定しています。

表8 新水泳プール連携施設運営の概要

施設	利用者	開館時間
改築：新水泳プール 改修：勤労青少年ホーム	新水泳プール 一般利用者（個人/団体） (※学校等利用期間の扱い)	9時30分～21時（条例による）
	スタジオ・トレーニング室 一般利用者（個人/団体）	9時～22時（条例による）
	会議室（地域集会機能） 一般利用者（個人/団体）	9時～22時（条例による）
総合体育館（第1・第2競技場、研修室等）	一般利用者（個人/団体）	9時～22時（条例による）

表9 学校・幼稚園・保育所利用スケジュール

施設	利用スケジュール
新水泳プール	5月下旬～9月上旬の平日：9時～12時（学校授業1限目～4限目）

(2) 管理運営の連携

3施設については一体的な総合管理体制（総合管理業務）とする他、水泳プールの運営、学校利用運営補助、スタジオ・トレーニング室運営を行います。

なお、通常運営業務の内容は表10に示すとおりですが、町民の健康増進施設として、施設機能を向上させるため運営者が自ら実施する各種教室等の自主事業の実施に期待します。

表10 隣接3施設の運営業務に関する連携概要

施設		運営業務等	
◇新水泳プール ◇勤労青少年ホーム	水泳プール	◆水泳プール運営業務 ◆学校利用運営補助業務 ※自主事業	◆総合管理業務 ・総合案内・広報業務 ・受付対応業務 ・予約受付・利用許可業務 ・使用料金徴収業務 ・会議室・研修室運営業務 ・その他
	スタジオ・トレーニング室	◆スタジオ・トレーニング室運営業務 ※自主事業	
	会議室	—	
◇総合体育館（競技場、研修室）		—	

4章 施設整備計画

1. 必要諸室の設定

施設規模及び事業費等の想定を目的に必要諸室を設定します。

なお、新町営水泳プール及び勤労青少年ホームの改修については、事業者による運営及び維持管理の視点での施設整備計画提案に期待をしており、この章での計画とは異なる施設整備計画となることを想定しています。ここでは新町営水泳プールについてはプール機能に特化し、勤労青少年ホームについては、総合体育館と新町営水泳プールの双方から使えるプール以外の機能による構成と仮定し設定します（表11参照。）。

また、各諸室等の仕様については、建替基本構想での類似施設事例等も参考に設定し、事例を基とする設備の想定や備品等の設置を想定します。

表 11 諸室構成

分類	エリア	諸室等
新町営水泳プール（改築等）	屋内水泳ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・メインプール、幼児用プール、プールサイド・採暖室、倉庫（器具庫）、ミーティング室、入場前シャワー室、更衣室、等
	事務室ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・事務室（更衣室、給湯コーナー、物品庫含む）・監視室、救護室（指導室）
	共用部ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・風除室、エントランスロビー、休憩室、・その他（機械室、電気室）、等
勤労青少年ホーム（改修棟）		<ul style="list-style-type: none">・トレーニング室、スタジオ、・会議室（集会室）・その他（ラウンジ、廊下等）

2. 諸室の必要機能等

（1）新町営水泳プール（改築等）の必要機能等

1) 屋内水泳プールゾーンの諸室と必要機能

屋内水泳プールゾーンを構成する必要諸室等及び各諸室に求められる機能等を以下に整理します。

①メインプール

- ア) メインプールは、25m×10 コース確保。コース幅は2.0m 程度とし、ロープを設置する等コース区分を明確にする。
 - イ) コース番号が分かるように、各コースに明示する。
 - ウ) 水深は1.15m 程度とし、フラットな底面とする。
 - エ) 飛び込み台、スタート台を設置する。
 - オ) 学校利用時の運用を考慮し、職員により移動可能なプールフロアにより、水深を0.6m 程度に調整できるようにする。

②幼児用プール

- ア) 幼児用プールは、既存規模同等を確保する。
- イ) 幼児用プールの平面形状は、長方形を基本とする。
- ウ) 水深を0.4m 程度にする。

③ プールサイド

- ア) プールサイドは、学校利用時の最大規模を想定し、小学校1学年単位3クラス120人程度の児童が準備体操など同時利用に対応できるスペースを設ける。
- イ) プールサイドには口洗い、洗眼設備を設ける。
- ウ) 更衣室からプールサイドへ向かう動線上に上記児童生徒が速やかに利用可能な洗体用のシャワー等を設ける。
- エ) 学校利用時を想定し、上記児童生徒が一斉に体を拭くことができるスペースを確保し、更衣室からプールサイドまでの動線上にバスタオルを置くスペースを確保する。（ロープ等に掛けることも可）
- オ) ベンチ等必要な備品等を適宜設置する。
- カ) 暖房設備を設ける。また、必要に応じ、床暖房設備を設ける。

④採暖室

- ア) 採暖室は、プールサイドに面した位置に設ける。
- イ) 床仕上げ、排水方法、暖房方式、換気方法に配慮し、水たまりが出来ないよう設置する。
- ウ) 利用者が座って利用できるようにする。
- エ) 利用状況に応じ、適正な温度設定ができる設備とする。
- オ) 衛生的な管理、使用ができる構造・設備とする。
- カ) 開口部をはじめ室内は障がい者の利用に十分留意する。

⑤倉庫（器具庫）

- ア) 倉庫（器具庫）はプールサイドに面した位置に設け、必要な器具等を収納するスペースを確保する。
- イ) 学校利用時に授業で使用する備品を保管できるスペースを確保する。
- ウ) 壁面・天井が結露し、床面が濡れ、水たまりができるないようにする。
- エ) 壁、天井、床等はカビの発生しにくい構造・設備とする。
- オ) 棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易な計画とする。

⑥ミーティング室

- ア) 学校授業時に授業見学者が待機できるスペースとして、ミーティング室をプールサイドに設ける。
- イ) ミーティング室は廊下等の共用部より直接出入りができる計画とする。

⑦更衣室

- ア) 更衣室は、男女別に想定利用者数に応じた十分な広さを確保し、ロッカー、シャワー室、トイレ、洗面化粧コーナー、水飲み設備及び必要な備品を適宜設置する。
- イ) 更衣室は、学校利用時を想定し、一般利用者と児童が混在しないよう工夫する
- ウ) 更衣室は、総合体育館・スタジオ・トレーニング室利用者の更衣室との併用は不可とする。
- エ) 床の仕上げについては、滑りにくく清掃がしやすい等、安全面、衛生面、快適性に配慮したものとする。
- オ) 障がい者用更衣室は、一般用の更衣室と別途設ける。
- カ) 利用者が、貴重品等の保管ができるように計画する。

2) 事務室ゾーンの諸室と必要機能

事務室ゾーンを構成する必要諸室等及び各諸室に求められる機能等を以下に整理します。

①事務室

- ア) 事務室は、施設の管理、運営を行う諸室として整備する。なお、事務室は事業者用のみ設置する。
- イ) 事務室はエントランスロビーに面し、施設利用者の訪問を容易に確認できる位置に設置する。
- ウ) 受付及び使用料金徴収業務等を行うことができるよう、受付カウンターを設置する。また、個人情報を扱うため、プライバシーが確保できるように配慮する。
- エ) カウンター内外への出入りが容易にできるようにする。
- オ) 事務室に更衣室（男女別）、給湯室、物品庫を設置する。

②監視室

- ア) 監視室はプールサイドに面した位置に設ける。また救護室と隣接した位置に計画する。
- イ) 安全管理・監視・事故防止のため、プール全体を監視しやすい位置に設ける。
- ウ) プールサイド及び事務管理諸室側の両方から出入りできるようにする。
- エ) 監視室内にインストラクター及び学校利用時の教員が更衣でき、荷物の保管できるスペースを設ける。

③救護室

- ア) 救護室は、監視室と隣接した位置に計画する。
- イ) プールサイド及び事務管理ゾーン側両方から出入りできるようにする。
- ウ) 救護室内に、AED 他必要な備品を設置する。

3) 共用部ゾーンの諸室と必要機能

共用部ゾーンを構成する必要諸室等及び各諸室に求められる機能等を以下に整理します。

①エントランスロビー

- ア) エントランスロビーは、学校利用時のクラスの入れ替わりをスムーズに行えるように、待機スペースとして利用できる広さを確保する。
- イ) 想定利用者数に応じた十分な下足入れ、傘立て、靴拭きマットを設置する。
- ウ) エントランスロビーから、各諸室にスムーズに移動できる動線計画とする。

②観覧スペース

- ア) 観覧スペースは、遊泳中の利用者を観覧できるようプール全体を見渡せる位置に設置する。（※学校利用時には、観覧スペースへの立ち入りができないような配置や、プール内が見えないような措置を講じる。）
- イ) ベンチ等必要な備品等を適宜設置する。

③機械室

- ア) 機械室は、機械室の配置、広さ、有効高さ、機器搬出入経路の確保等、十分な設備スペースを確保する。
- イ) 人の通行や作業スペース等の確保に配慮する。

④その他

- ア) 十分なスペースの倉庫（備品庫）を設ける。
- イ) トイレ（男女別）、多目的トイレを設ける。
- ウ) 授乳用のスペースを設ける。
- エ) 主動線となる廊下及び階段に手摺りを設置する、また、主動線となる階段の蹴上高さは児童の利用を想定し計画する。
- カ) AED を事務室付近の共用部に設置する。

(2) 勤労青少年ホーム(改修棟)の必要機能等

勤労青少年ホーム（改修棟）の必要諸室及び各諸室に求められる機能等を以下に整理します。

①トレーニング室

- ア) トレーニング室は、概ね300m²以上の規模とする。
- イ) 有酸素系器具を中心に、ストレッチ系、ウェイトトレーニング系の器具をバランスよく設置し、ウレタンマット等を設置する。
- ウ) ウエイトトレーニングゾーンでの利用を考慮し、壁面の一部に鏡を設置する。
- エ) 床は電源が必要な多数のトレーニング機器のレイアウト等に柔軟に対応するためOAフロアとする。
- オ) 体重計、血圧計、心拍計等、健康管理に有効な測定器を設置する。
- カ) 高齢者向けに安全に設計された低負荷トレーニング機器を設置する。

②スタジオ

- ア) スタジオは、30人程度が同時に利用できる規模とする。 (100m²程度)
- イ) 一面以上壁を鏡張りとする等、ダンスやストレッチ等で自分の姿が確認できるようにする。
- ウ) 床は上げ床（クッションフロア）等とし、利用者の足腰の負荷を緩和するつくりとする。
- エ) 音響設備を備える（CD等対応）。また、音が室外に漏れないよう防音壁にする等適切な対策を講じる。（遮音等級 D-60、騒音等級 N-30、騒音評価 NC-25 程度）
- オ) 熱気や湿気がこもらないよう適切な空調・換気設備とする。

③会議室

- ア) 会議室は、100m²程度とし、利用人数や利用形態に応じ間仕切りできる仕様とする。
 - イ) 地域の集会機能にも対応するため、十分な収納スペースを設ける。
 - ウ) 多様な利用形態に対応するため、床はOAフロアとする。
- * 地域の利用者等との今後の意見交換を踏まえ、必要機能を要求水準書等において、設定します。

④ラウンジ・廊下

- ア) ラウンジは、総合体育館連絡通路側に設置する。
- イ) トイレ（男女1づつ）を設ける。
- ウ) 会議室やトレーニング室など、多用な利用者のエントランスと休憩スペースとしてのつくりに配慮する。

(3) 必要機能に基づく施設面積の想定

1) 新町営水泳プール（改築棟）

[面積：2,000 m²程度]

室名	面積	室数	計	備考（緒元等）
1) 屋内プールゾーン				
屋内プール	-		1,200	
メインプール	-	1		25m×10コス、コス幅2.0m、水深1.15m(水深調整は移動可能床対応)
幼児用プール	-	1		現状規模程度
プールサイド	-			小学校1学年3クラス120人程度が体操・待機できるスペースを確保
採暖室	30	1	30	プールサイドに面した位置に設置
倉庫（器具庫）	54	1	54	プールサイドに面した位置に設置
ミーティング室	55	1	55	プールサイドに面した位置に設置(監視可能な配置)、共用部に面した位置に設置
入場前シャワー室	20	1	20	プールサイドに面し、男女更衣室の双方から利用が可能な位置に設置
更衣室	60	2	120	男女、障害者用別とする、更衣ロッカー。水飲み設備を設置
シャワー	10	2	20	男女別
トイレ	15	2	30	男女別
洗面コーナー	5	2	10	男女別
多目的更衣室	15	2	30	一般の更衣室とは別途設置
シャワー			適宜	男女別
トイレ			適宜	男女別
2) 事務室ゾーン				
事務室	55	1	55	エントランスロビーに面した位置に設置、プールに面した位置に設置
更衣室	15	2	30	事務室内に設置、男女別
給湯コーナー	5	1	5	事務室内に設置
物品庫	15	1	15	事務室内に設置
監視室	25	1	25	事務室内に設置、プールに面した位置に設置
救護室（指導室）	14	1	14	事務室内に設置、監視室に隣接して設置
3) 共用部ゾーン				
風除室			適宜	
エントランスロビー			適宜	施設利用者の休憩スペースとして利用、椅子等の設置を想定、2階観覧スペース用階段設置
観覧スペース			適宜	ロビー内のプールに面した箇所に設置
授乳コーナー	5	1	5	ロビーに面した位置に設置
トイレ	9	2	18	男女別
多目的トイレ	5	1	5	オストメイトを設置
廊下等			適宜	ロビーと更衣室、ミーティング室、電気室等と接続、勤労青少年ホーム連絡通路と接続
機械室	120	1	120	熱受給を実施
電気室	55	1	55	廊下と接続直接

2) 勤労青少年ホーム（改修棟）

[面積：624 m²程度]

室名	面積	室数	計	備考（緒元等）
トレーニングルーム	300	1	300	マシン数・配置・仕様等は提案による
器具庫	20	1	20	トレーニング室の利用を考慮した設置
スタジオ	100	1	100	30人程度の同時利用を想定、1面は鏡張りとする。
会議室	100	1	100	人数や利用形態に対応し間仕切り等で分割できる仕様とする
ラウンジ	55	1	55	休憩スペース、テーブル・椅子設置想定。自販機コーナー設置想定
収納			適宜	
トイレ	18	2	36	男女別
多目的トイレ	5	1	5	オストメイト設置
備考				
・施設は総合体育館と接続の為、エントランス、事務室等は設置しない。				
・更衣室やシャワールーム等は設置しない（総合体育館併用とする）				

(4) 必要機能に基づく諸室の電気・機械設備の想定

1) 新町営水泳プール（改築棟）

室名	電灯	コンセント	OA	電話		TV 受信	館内 放送	緊急 放送	映像 音響	呼出	給水	給湯	空調	
	照度	一般	LAN	フロア	外線	内線							冷房	暖房
1) 屋内温水プールゾーン														
屋内プール	200以上	適宜	○						○		○	○		
メインプール	200以上	適宜							○		○	○		
幼児用プール	200以上	適宜							○		○	○		
プールサイド	200以上	適宜			○		○	○	○	○				○
採暖室	200以上	適宜					○	○						○
倉庫（器具庫）	150以上	適宜					○	○						
ミーティング室	200以上	適宜					○	○		○			○	○
入場前シャワー室	200以上	適宜					○							
更衣室	200以上	適宜					○	○		○			○	○
シャワー	200以上	適宜								○				
トイレ	200以上	適宜					○			○	○			○
洗面コーナー	200以上	適宜								○				○
多目的更衣室	200以上	適宜					○	○		○			○	○
シャワー	200以上	適宜								○				
トイレ	200以上	適宜					○		○	○				○
2) 事務室ゾーン														
事務室	750以上	適宜	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
更衣室	200以上	適宜					○	○		○			○	○
給湯コーナー	200以上	適宜									○	○		
物品庫	150以上	適宜												
監視室	750以上	適宜	○			○		○	○	○	○		○	○
救護室（指導室）	500以上	適宜	○			○		○	○		○	○	○	○
3) 共用部ゾーン														
風除室	200以上	適宜					○	○						
エントランスロビー	200以上	適宜	○				○	○	○	○	○		○	○
観覧スペース	200以上	適宜					○			○			○	○
授乳コーナー	200以上	適宜					○	○		○	○		○	○
トイレ	200以上	適宜					○			○	○			○
多目的トイレ	200以上	適宜					○			○	○			○
廊下等	200以上	適宜					○							
機械室	200以上	適宜				○		○						
電気室	200以上	適宜					○							

2) 勤労青少年ホーム（改修棟）

室名	電灯	コンセント	OA	電話		TV 受信	管内 放送	緊急 放送	映像 音響	呼出	給水	給湯	空調		
	照度	一般	LAN	フロア	外線	内線							冷房	暖房	
トレーニングルーム	750以上	適宜		○		○	○	○	○	○				○	○
器具庫	150以上	適宜													
スタジオ	750以上	適宜				○	○	○	○	○				○	○
会議室	750以上	適宜	○	○		○	○	○	○	○				○	○
ラウンジ	200以上	適宜	○			○	○	○	○	○				○	○
トイレ	200以上	適宜						○		○	○				○
収納	150以上	適宜													

3. 土地利用・配置計画

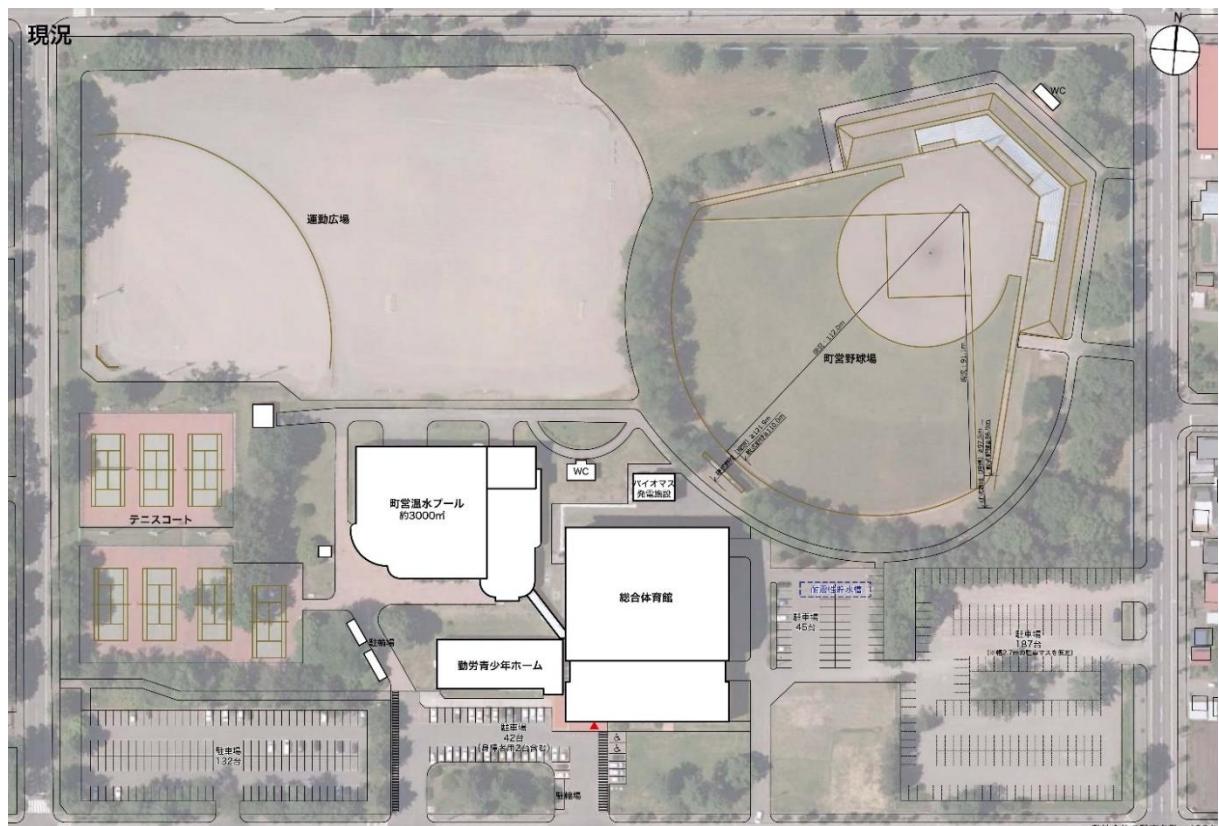
(1) 運動公園再整備の方向性

改築を予定する町営水泳プール、改修により総合体育館に付属するトレーニング室やスタジオとして活用する勤労青少年ホームの他、社会体育施設再整備構想にて設定した芽室公園内の屋外体育施設の再整備構想は下表となりますが、これらを基に再整備に向けた土地利用、及び施設配置案を整理します（表12、図11参照。）。

表 12 芽室公園再整備の方向性（社会体育施設再整備構想整備方針・抜粋）

施設	年度	整備方針
①芽室町総合体育館	S53	◆維持活用 ・トレーニング室は、機能を勤労青少年ホーム又は、新水泳プールへ移設するため新たな活用方法を検討
②芽室町営水泳プール	H2	◆既存施設の建替 ・建替前の既存施設は、現状維持のための修繕を継続し建替え後に解体
③野球場	S55	◆競技実施に必要な施設設備の計画的整備 ・球場内外にフェンス等の設置
④庭球場	S54	◆既存コート数6面から3面へ縮小し再整備 ・縮小する南側3コート跡地は別用途（ゴルフ場予定地の一部、駐車場等） ・夜間照明は維持継続（照明下の3コート種類の検討、再整備（南公園庭球場との調整、機能分担））
⑤運動広場	ソフトボール場 (2面)	◆既存のソフトボール場としての機能は廃止 ・西側ソフトボール場は、南多目的運動公園ソフトボール場1か所に統合し、サッカーグラウンド1面を整備 ・東側ソフトボール場は、機能廃止し、多目的スペースを整備 ・夜間照明は既存施設の活用を基本とし、種目に適した基準の設置 ・冬期間は歩くスキ-場として解放
	ハ-クゴルフ場 (18ホール)	◆既存のパークゴルフ場は、利用を継続するための機能を維持
	S62	

図 11 芽室公園の現状図



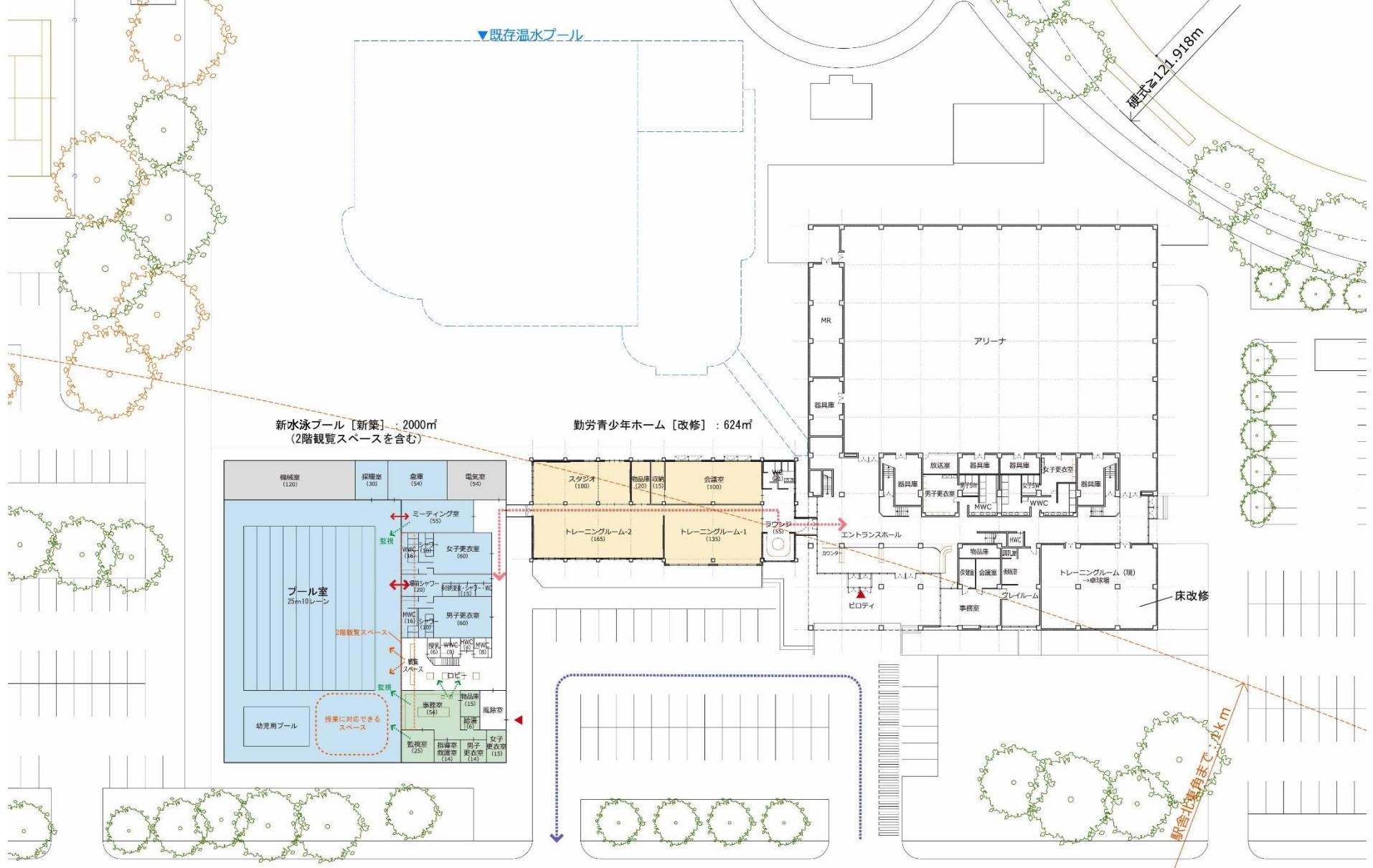
(2) 土地利用・配置計画図 [1/600]

*本計画図はあくまで本町の施設規模及び事業費算定のためのものであり、事業者選定時に提案を求める。



(3) 平面計画 [1/300]

*本計画図はあくまで本町の施設規模及び事業費算定のためのものであり、事業者選定时に提案を求める。



5章 事業計画

1. 事業方式の選定

新水泳プール等整備に係る事業方式は建替基本構想にてD B O方式を候補としましたが、民間事業者へのサウンディング調査においても、資金調達負担が無い事や管理運営の提案の自由度から、賛同意見が得られるなど、民間事業者も含めた検証の結果、本事業はD B O方式により実施します。

◇事業方式 = D B O (Design Build Operate) 方式

	従来方式	D B 方式	D B O 方式	P F I 方式
資金調達	行政	行政	行政	民間
発注形態	仕様発注	性能発注	性能発注	性能発注
発注区分	基本設計 実施設計 施工 管理・運営	分割発注 分割発注 分割発注 分割発注	分割発注 包括発注 分割発注	包括発注 包括発注
事業化のスピード	△	○	◎	△
建設コスト縮減への期待度	△	◎	◎	○
管理・運営がしやすい施設建設への期待度	○	○	◎	◎

◆事業化のスピード

- D B O方式は全てを包括発注することにより、従来方式に比べ発注準備期間の短縮や、施工者を含めた工期短縮への工夫等を設計に反映できることが期待できる。

◆建設コスト縮減への期待度

- D B O方式は、従来方式の「仕様発注+公共単価」に比べ、「性能発注+民間単価」であり、建設コスト縮減効果が期待できる。

◆管理・運営がしやすい施設建設への期待度

- D B O方式は管理運営も含めた包括発注により、設計段階よりプール運営（サービス提供）と日常の管理に適切な施設計画の反映が期待できる。

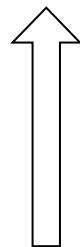
2. 事業者選定方式

新水泳プール等建替事業者選定は、施設整備はもとより管理運営も含め、より技術的な専門性が求められることから技術審査方式を採用します。

なお、技術審査方式には、総合評価競争入札方式とプロポーザル方式が考えられます、実施者の有する能力、ノウハウを総合的に評価して選定することが求められることから、本事業の事業者募集及び選定は公募型プロポーザル方式とします（表13、表14参照。）。

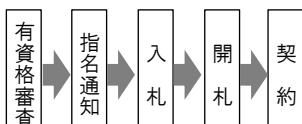
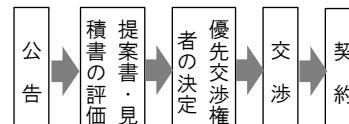
◇事業者選定方式 = 公募型プロポーザル方式

表 13 発注方式と適用の考え方

発注の方法	適用の考え方	求める技術力のイメージ
①プロポーザル方式	◇当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務で、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる場合に適用する。	高度 
②総合評価競争入札方式	◇事前に発注者が仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合に適用する。	
③価格競争入札方式	◇技術的な工夫の余地が小さく、入札参加要件として一定の資格・成績等を付することにより品質を確保できる業務及び緊急対応が必要な業務について適用する。	

※出典) 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式等及び総合評価落札方式等の運用

表 14 事業者選定の流れと概要（従来方式との比較）

項目	指名競争入札方式（従来方式）	公募型プロポーザル
概要	・「指名競争入札方式」は、発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式	・「公募型プロポーザル方式」は、技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、その者と価格や施工方法等を交渉し、契約の相手方を決定する方式
主要な流れ		
応募者の参加	行政側で設定	公募
事業者の決定方法	価格	技術+価格
事業者決定までの作業	発注仕様書の作成	募集要項、要求水準書の作成
	価格審査	技術審査（価格審査）
効果等	・受注希望者の能力や信用などを指名の段階で判断することにより、信用等に不安のある者を予め排除することができる。	・具体的な仕様の提案書を受けてから検討することができるため、手続き開始までの準備期間を短縮できる。

3. 事業イメージ

(1) 実施事業者・運営事業者等について

新水泳プール等整備事業は長期間にわたり効率的かつ効果的なサービスを提供する事業であるため、施設に係る設計、建設工事、工事監理、運営及び維持管理等の実施事業者は、それぞれに高度な技術力をもつ企業体によるコンソーシアム等との事業契約を想定します。

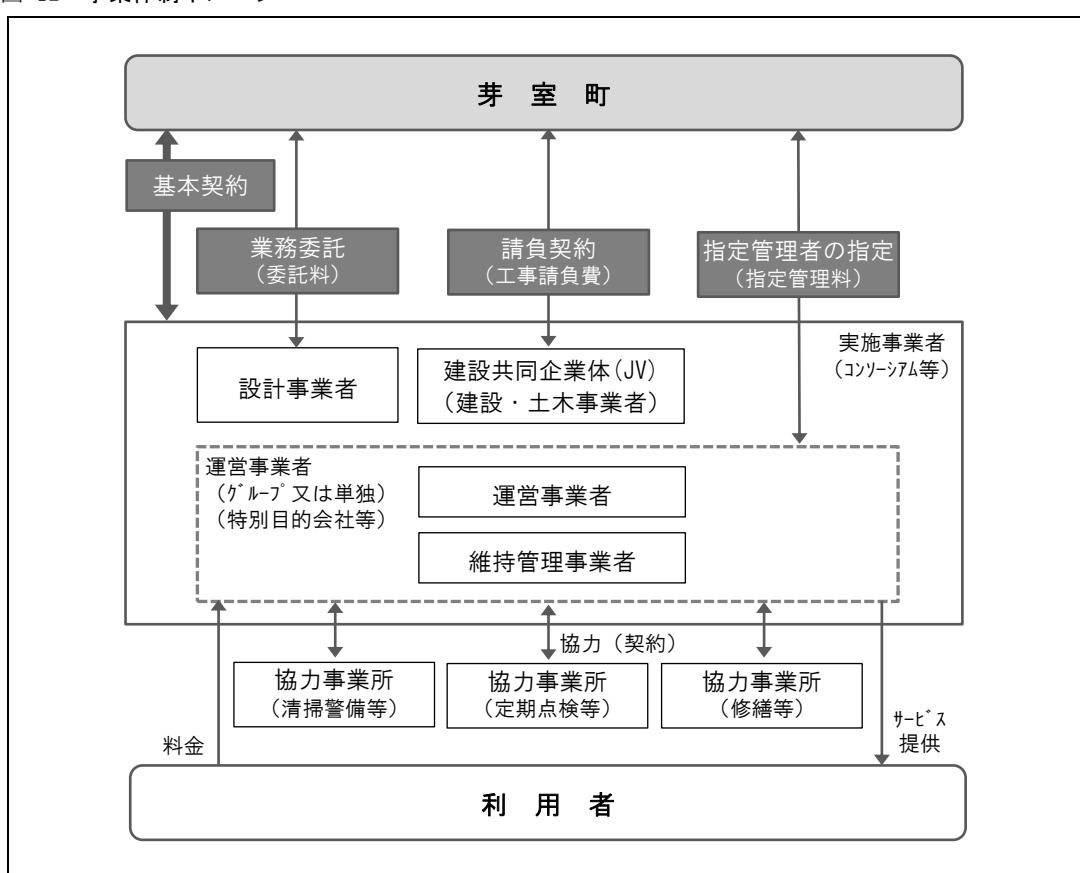
また、施設整備後の管理運営については、運営事業者と維持管理事業者等による契約を想定します。

(2) 委託・契約等について

実施事業者との契約については、基本協定の締結を想定します。

また、設計業者や建設業者（JV等）、管理運営事業者とは、それぞれに業務委託や請負契約等を想定します（図12参照。）。

図 12 事業体制イメージ



4. 管理運営事業の収益想定

(1) 事業者の収入等

1) 本町からのサービスの対価

新水泳プール等の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価は、D B Oにより選定された事業者と交わす、基本協定書等に定める額を、事業者に対し事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとします。

なお、サービス対価については、プロポーザル時の事業者からの提案額（本施設利用者から徴収する収入等）及び既存施設の運営・維持管理費等を勘案し、利用者から回収できない維持管理費及び運営業務費相当額とします。

2) 本施設利用者から得る収入

本町は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として收受させることができる「利用料金制度」を導入するものとします。これにより、事業者は本施設の利用者からの利用料を収入とすることができるほか、本施設において実施する自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることとします。

① 利用料収入

事業者は、本施設について、事業者が本町の承認を受けて定める額の利用料を徴収することとします。

なお、利用料の設定は、事業者の運営方法に基づき、町と事業者の協議により設定します。

② 自主事業（各種教室等）に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができるものとします。

③ 自主事業（物品販売等）に係る収入

事業者は、本施設を利用して、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で物販等の販売を行うことができ、その売上を収入とすることができるものとします。

④ 民間投資提案施設における収入

事業者は、町との協議により、本施設の機能やサービスを向上させるために本施設に付随して設置すべき機能を投資し、自主事業を行うことができるものとします。また、その売上を収入とすることができます。

表 15 利用者からの収入が想定される機能の整理

施設区分		機能	備考
新水泳プール	必須機能	屋内水泳プール（メインプール、幼児用プール）	・新水泳プールに設置をしなければならない機能
新水泳プール 又は勤労青少年ホーム	必須機能	トレーニング室	・300 m ² 以上
		スタジオ	・30人程度の各種教室に対応
		会議室	・15人以上の会議に対応
民間投資施設 (必須機能との相乗効果が見込める機能)		例) 湯浴施設(サウナ含)等 例) カフェ・売店等	・設置の義務はない

表 16 本施設におけるサービスの対価、運営収入等の想定

機能	維持 管理	光熱 水費	運営	使用料金等
屋内水泳プール	●	●	▲	500円/回（上限）
トレーニング室	●	●	△	200円/回（上限）
スタジオ	●	●	△	事業者の提案による
会議室	●	●	★	4.2円（税別）・m ² /時間
事務室、共用部、外構等	●	●	●	—
自主事業（各種教室、物品販売、等）	○	○	○	事業者の提案による
民間投資施設（湯浴施設、カフェ売店等）	○	○	○	事業者の提案による (提案内容により施設整備を町が負担)

●…サービスの対価に含まれるもの（指定管理料として町から支出するもの）

▲…学校教育や健康増進にかかる費用と運営収入による不足分の費用はサービスの対価に含まれるもの
(町内外問わず一律とする。ただし、子どもや高齢者等に配慮した料金設定とする)

△…町民の健康増進にかかる費用と運営収入による不足分の費用はサービスの対価に含まれるもの

★…町が收受するもの（減免規定は芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例に準ずる）

○…独立採算型事業として、運営収入により賄うもの

5. 事業費と整備財源

(1) 新水泳プール等の概算整備費

現状で想定する概算事業費は、施設整備計画で設定した面積や事例等を参考に算出した概算整備費は下記のとおりです。

<基本調査費>

(円)

項目		金額	消費税(10%)	調査費	備考
調査費	地質調査	1,500,000	150,000	1,650,000	・5本(10m) × (30万/本)
	測量	1,900,000	190,000	2,090,000	・用地確定測量/地形測量
計		3,740,000			・A(調査費)

<設計・監理費>

項目			金額	消費税(10%)	設計・監理費	備考
施設設計費	基本設計	新プール + 勤労青少年ホーム	16,250,000	1,625,000	17,875,000	・委託料算定調書で算出
	実施設計	新プール	40,460,000	4,046,000	44,506,000	
		勤労青少年ホーム	7,530,000	753,000	8,283,000	
外構設計費			1,900,000	190,000	2,090,000	・対象面積(5000m ²)を想定
工事監理費	新プール	17,750,000	1,775,000	19,525,000	・委託料算定調書で算出	
	勤労青少年ホーム	7,110,000	711,000	7,821,000		
計			100,100,000			・B(設計・監理費)

<新プール 建設工事費>

項目		工事価格	消費税(10%)	工事費	備考
建築主体		576,000,000	57,600,000	633,600,000	・2000m ² × (28.8万円/m ²)
電気設備工事		72,000,000	7,200,000	79,200,000	・近年同種類似事例より想定
機械設備工事		198,000,000	19,800,000	217,800,000	・近年同種類似事例より想定
計			930,600,000		・C(工事費)

<勤労青少年ホーム 改修工事費>

項目		工事価格	消費税(10%)	工事費	備考
建築主体		66,220,000	6,622,000	72,842,000	
電気設備工事		14,750,000	1,475,000	16,225,000	
機械設備工事		24,140,000	2,414,000	26,554,000	
計			115,621,000		・D(工事費)

<外構工事費>

外構工事		67,500,000	6,750,000	74,250,000	・舗装面積(5000m ²)を想定
計			74,250,000		・E(工事費)

<既存プール解体工事費>

解体工事		74,530,000	7,453,000	81,983,000	・解体面積(2981m ²)
計			81,983,000		・E(工事費)

<備品整備費>

項目		金額	消費税(10%)	工事費	備考
水泳プール備品		7,800,000	780,000	8,580,000	・類似事例を参考
トレーニング室備品		27,600,000	2,760,000	30,360,000	
その他備品		12,000,000	1,200,000	13,200,000	
計			52,140,000		

合計		1,358,434,000	・A + B + C + D + E + F
----	--	---------------	------------------------

(2) 財源の想定

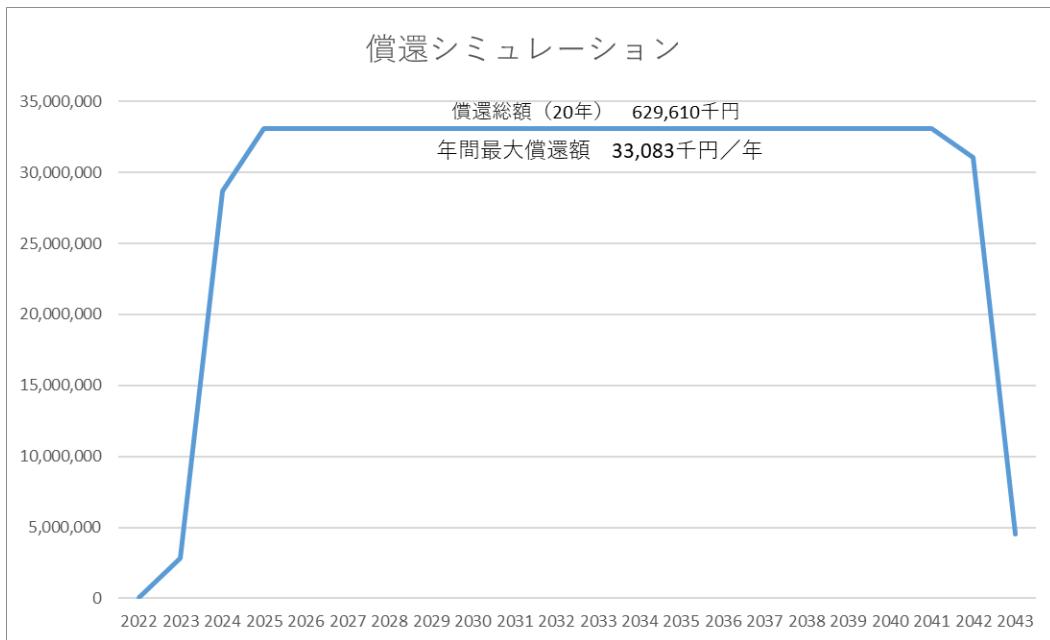
事業費に対する財源としては、国費、事業債及び一般財源を想定します。国費率1／2の交付金を活用し、町財政負担を軽減させるとともに事業債により財政負担の平準化を図ります。20年償還で償還合計629,610千円であり、単年度あたり最大償還額は33,083千円／年となります（表17参照）。公共施設等債に対する交付税措置は、108,520千円と想定します。

表 17 財源フレーム

(円)

	金額(円)	備考
国費	603,583,000	社会資本整備総合交付金（国費率1／2）
事業債	542,600,000	公共施設等債（充当率90%。うち20%は交付税措置） *交付金対象事業
	73,900,000	一般単独事業債（充当率75%） *交付金非対象事業（既存プール解体工事等）
一般財源	138,351,000	
合計	1,358,434,000	

図 13 起債償還シミュレーション図



6. 事業スケジュール

(1) 供用開始までの事業スケジュールについて

今後の事業スケジュールは、令和5年度の供用開始に向け、以下の流れを想定します。また、次年度に予定する事業者の選定については、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施します（表18、表19参照。）。

表 18 事業スケジュール

項目	令和2年度 (2020)				令和3年度 (2021)				令和4年度 (2022)				令和5年度 (2023)				
事業者選定準備 ・募集及び選定	準備・募集・選定																
設計 建設	基本・実施設 計				調査・設計									既存プール解体			
	建設								工事監理・建設工事					外構工事			
運営 管理	供用準備													管理運営契約 備品			
	新プール供用													供用			

表 19 令和2年（2020年）～令和3年（2021年）事業者選定に関する主な流れ（想定）

項目	時期	主な内容等
事業者選定準備	令和2年（2020年）3月まで	◇実施方針、募集要項、要求水準書等の作成 ◇実施方針（案）の公表（3月上旬） ◇実施方針（案）に対する質疑・意見提出受付（3月下旬まで）
募集及び選定	4月～10月	◇審査委員会等の組織化 ◇事業者説明会 ◇募集要項等の公表・配布（4月下旬） ◇参加意思表明書等の受付・審査 ◇企画提案書の受付（7月まで） ◇応募者のヒアリング・審査委員会の開催 ◇優先交渉権者決定（9月下旬） ◇基本協定の締結（10月下旬）
指定管理者選定 (非公募)	10月	◇指定管理者選定委員会（10月下旬）
指定管理者の決定	12月	◇議会定例会議（12月上旬）
指定管理準備	12月～令和3年（2021年）3月	◇指定管理者基本協定書の締結 ◇年度協定書の締結

(2) 既存指定管理と新規運営事業者との指定管理について

新水泳プール等整備事業は令和5年度（2023年度）からの供用開始に向け、新施設の「設計」、「建設」、「運営」を一括して行う「D B O方式」による事業者選定を令和2年度（2020年度）と想定しました。

これにより、令和2年度（2020年度）から3年間（令和2年度（2020年度）～4年度（2022年度））の指定期間による社会体育施設等の指定管理者を令和元年度（2019年度）に募集した場合、指定管理者の更新と新施設の事業者選定を行う令和2年度（2020年度）と、新水泳プール供用開始を予定する令和5年度（2023年度）の二度、指定管理者が交代する可能性があります。

よって、令和2年度（2020年度）から3年間の指定管理者については、町と現行の指定管理者との協議等により、指定期間を1年間延長することとし、募集を中止しました。令和2年度（2020年度）に予定するD B O方式による事業者選定により、令和3,4年度の2年間の屋内・屋外社会体育施設等の指定管理及び、令和5年度（2023年度）以降のD B O事業対象以外の社会体育施設等についても新事業者に対し非公募による選定を想定しています（図14参照。）。

図 14 発注方式と適用の考え方

		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6以降
新水泳プール 建替事業	事業者選定(D/B/O)	《準備》	選定				
	基本・実施設計			設計			
	建設工事				建設		
	供用					供用開始	
指定管理業務	新規	新水泳プール					
	規	勤労青少年ホーム(改修)					
	既存	水泳プール				(除却)	
		総合体育館					
		社会体育施設(13施設)					
	備考		(※1)	(※2)		(※3)	

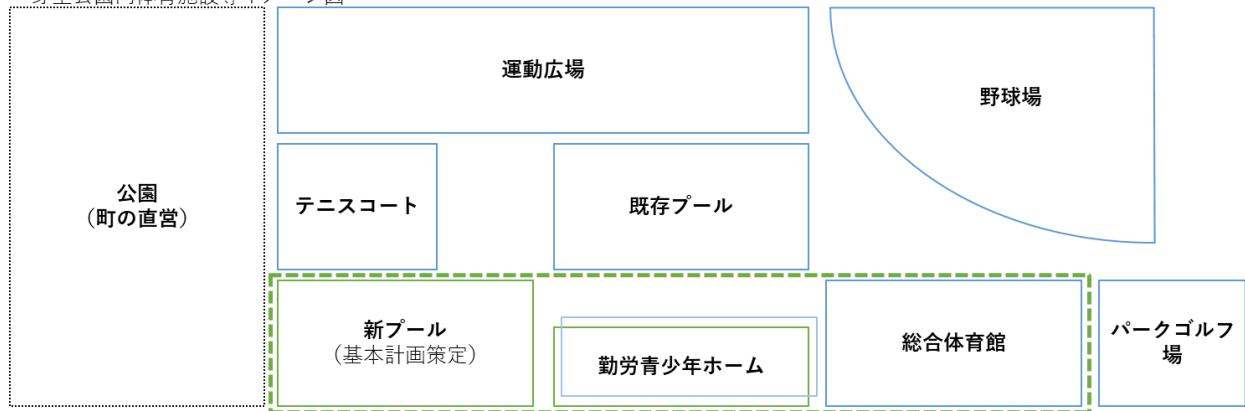
※1) 指定管理期間を1年間延長（現指定管理者と調整）

※2) D B Oにより選定された新たな指定管理者による運営、水泳プールと総合体育館の運営については現状を継承（期間：5年+ α ）

※3) 新町営水泳プール・勤労青少年ホーム・総合体育館についてはD B O事業提案による新たな運営事業の開始

参考資料1 事業スキームイメージ

■ 令和元年度 施設別事業フェーズ：基本計画策定・公募準備
芽室公園内体育施設等イメージ図

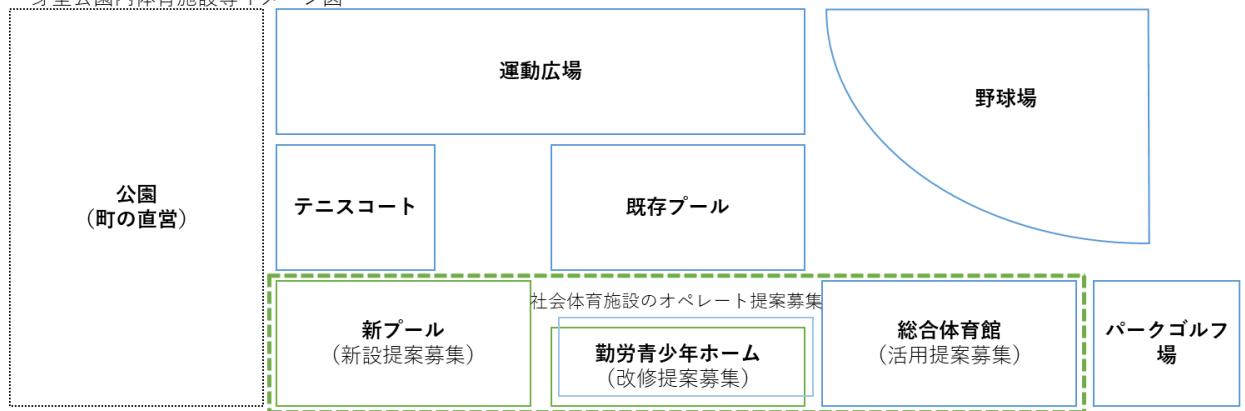


■ その他社会体育施設

施設名称	機能	
芽室町健康プラザ	屋内人工芝（ゲートボール等）	DBO事業範囲
芽室南公園	運動広場、テニスコート	基本計画範囲
南多目的運動公園	ソフトボール場、弓道（アーチェリー）場	DBO事業者による設計・工事等
芽室町サッカー場	サッカー場	既存指定管理者による運営
芽室西運動広場	サッカー場	DBO事業者による運営 (指定管理者制度)
芽室靈園緑地公園	パークゴルフ場	
東工北1公園	パークゴルフ場	
美生川河川敷公園	パークゴルフ場	

■ 令和2年度 施設別事業フェーズ：事業者公募（プロポーザル）+ 指定管理者選定（非公募）

芽室公園内体育施設等イメージ図

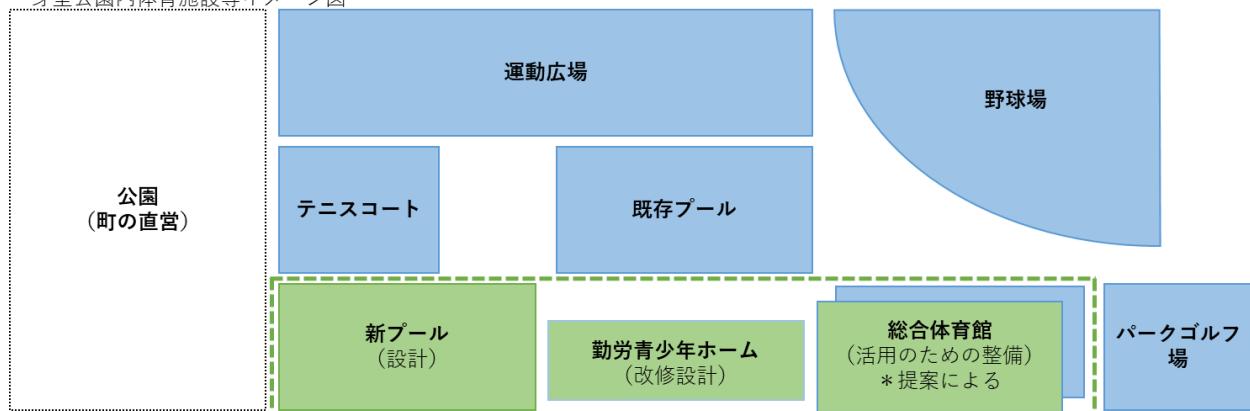


■ その他社会体育施設

施設名称	機能	
芽室町健康プラザ	屋内人工芝（ゲートボール等）	DBO事業範囲
芽室南公園	運動広場、テニスコート	基本計画範囲
南多目的運動公園	ソフトボール場、弓道（アーチェリー）場	DBO事業者による設計・工事等
芽室町サッカー場	サッカー場	既存指定管理者による運営
芽室西運動広場	サッカー場	DBO事業者による運営 (指定管理者制度)
芽室靈園緑地公園	パークゴルフ場	
東工北1公園	パークゴルフ場	
美生川河川敷公園	パークゴルフ場	

■ 令和3年度 施設別事業フェーズ：設計（基本・実施）

芽室公園内体育施設等イメージ図



■ その他社会体育施設

施設名称	機能
芽室町健康プラザ	屋内人工芝（ゲートボール等）
芽室南公園	運動広場、テニスコート
南多目的運動公園	ソフトボール場、弓道（アーチェリー）場
芽室町サッカー場	サッカー場
芽室西運動広場	サッカー場
芽室靈園緑地公園	パークゴルフ場
東工北1公園	パークゴルフ場
美生川河川敷公園	パークゴルフ場

緑点線

DBO事業範囲

緑 線

基本計画範囲

緑 塗

DBO事業者による設計・工事等

青 線

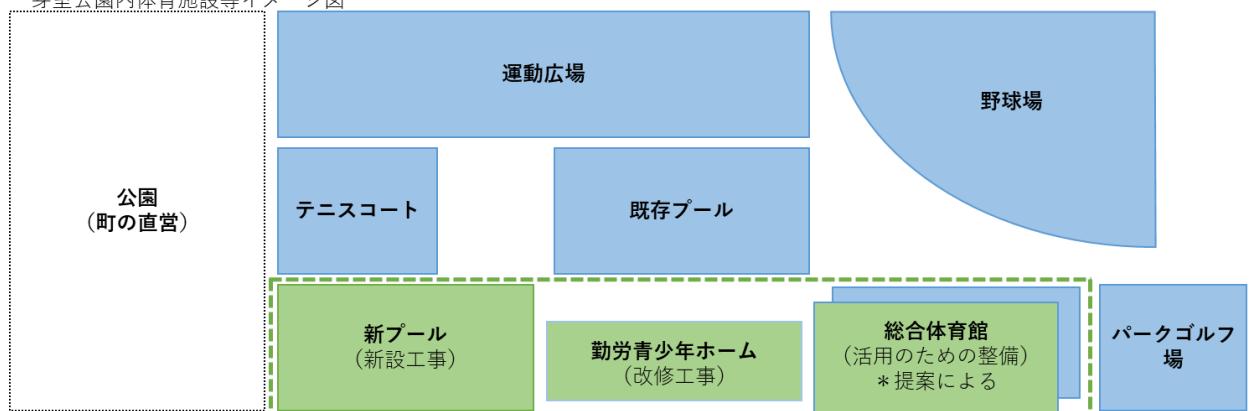
既存指定管理者による運営

青 塗

DBO事業者による運営
(指定管理者制度)

■ 令和4年度 施設別事業フェーズ：施工（新設・改修・外構）

芽室公園内体育施設等イメージ図



■ その他社会体育施設

施設名称	機能
芽室町健康プラザ	屋内人工芝（ゲートボール等）
芽室南公園	運動広場、テニスコート
南多目的運動公園	ソフトボール場、弓道（アーチェリー）場
芽室町サッカー場	サッカー場
芽室西運動広場	サッカー場
芽室靈園緑地公園	パークゴルフ場
東工北1公園	パークゴルフ場
美生川河川敷公園	パークゴルフ場

緑点線

DBO事業範囲

緑 線

基本計画範囲

緑 塗

DBO事業者による設計・工事等

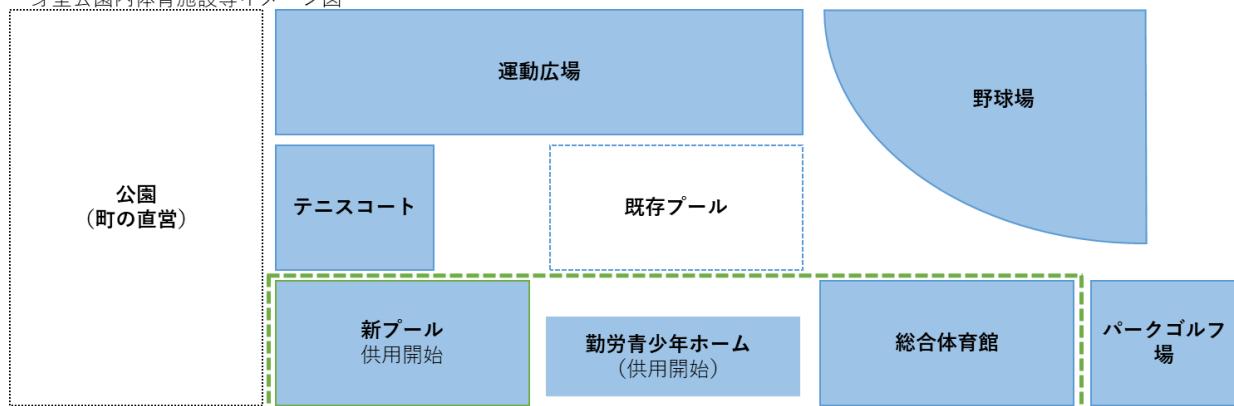
青 線

既存指定管理者による運営

青 塗

DBO事業者による運営
(指定管理者制度)

■ 令和5年度 施設別事業フェーズ：供用開始・外構工事
芽室公園内体育施設等イメージ図



■ その他社会体育施設

施設名称	機能
芽室町健康プラザ	屋内人工芝（ゲートボール等）
芽室南公園	運動広場、テニスコート
南多目的運動公園	ソフトボール場、弓道（アーチェリー）場
芽室町サッカー場	サッカー場
芽室西運動広場	サッカー場
芽室靈園緑地公園	パークゴルフ場
東工北1公園	パークゴルフ場
美生川河川敷公園	パークゴルフ場

緑点線	DBO事業範囲
緑 線	基本計画範囲
緑 塗	DBO事業者による設計・工事等
青 線	既存指定管理者による運営
青 塗	DBO事業者による運営 (指定管理者制度)

参考資料2 町営水泳プール設置及び管理条例(現行)

■芽室町営水泳プール使用料

(単位 円)

名称	個人使用料			団体使用料		
	当日券（1人 1回につき）	共通回数券 (12枚つ づり)	6か月券	1団体1回に つき	専用使用加算料金（25mプー ル1時間につき）	1コース
芽室町水泳プール	400	2,000	10,000	3,910	330	2,800

(使用料の減免) (芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則)

第7条 条例第9条の規定により使用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内の中学生以下が使用するときは、個人使用料及び団体使用料を免除するものとする。
- (2) 町外の中学生以下が使用するときは、個人使用料は免除し、団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (3) 高校生が使用するときは、個人使用料及び団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合は、団体使用料は、その使用料の5割を減額するものとする。
- (5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。

参考資料2 公認プール施設概要

(1) 競泳競技会用プール施設概要

種別	大会	施設
国際基準 プール	・オリンピック・世界選手権・ユニバーサル・パンパシフィック・アジア大会・東アジア大会・アジア選手権・日本選手権50m、日本選手権25m・ジャパンオープン50mなどを開催するプール	・プール公認規則に適応し、10レーン、水深3m推奨、国際大会に支障ない基準を備えるプールであり、施設については本連盟との事前協議を必要とする
国内一般 プール AA	・国体・日本高等学校・日本社会人・日本学生・ジュニアオリンピック・全国中学・全国国公立などを開催するプール	プール公認規則の国際プールまたは一般プールに適応し、10レーン、水深2m以上の施設を有することが望ましい
国内一般 プール A	・全国大会県予選・県大会・全国大会ブロック大会・全国マスターズ・本連盟主催主要競技会（日中戦、早慶戦等）・本連盟公認競技会などを開催するプール	プール公認規則・一般プールに適応し、8レーン以上、水深1.35m以上を有すること（スタート台の設置）
国内一般 プール	市民大会・記録会・地域予選などを開催するプール	プール公認規則・一般プールに適応し、6レーン以上、水深1.0m以上（スタート台使用の場合：端壁前方6mまでの水深は1.35m以上とする）を有するプール

(2) 競泳競技会用プール施設概要

項目	一般プール	国際プール	
長さ 壁面の凹凸等	長さ25.01m（片側タッチ板） 25.02m（両側タッチ板） 許容過長値（0～+10mm）	長さ50.02m（両側タッチ板） 許容過長値（0～+10mm）	
レーン数	6レーン以上	10レーン	
レーン幅	2.00m～2.50m	2.50m	
レーン両端の余幅	0.20m以上で 休息だなの幅以上	0.00m以上で 休息だなの幅以上	
全幅	12.4m以上	25.0m以上	
水深	水深1.00m以上	2.00m以上	
端壁面の構造	滑り止め仕様（端壁上端から水面下0.80m以上まで）	同左	
	水面 上の 立ち 上り	タッチ板を装着する端壁 0.30m	0.30m
		タッチ板を装着しない端壁 0.20m以上 0.30m以下	

項目		一般プール	国際プール
レーン ライン	幅	0.20m以上0.30m以下	同左
	色	暗色（色名記入のこと）	同左
	床面	壁端から2.00mまで	同左
	端壁	水面上の立上り (原則端壁上端まで0.10m以上)	同左
	クロスライン	底面コースライン両端に1.00m長、 端壁水面下0.3mに0.5m長	同左
スター ト台	面積	0.50m×0.50m以上	0.50m×0.60m以上
	高さ（水面上）	0.50m～0.75m	同左
	傾斜度	10度以内	同左
	滑り止め仕様	滑り止め仕様	同左
	ターン側	設置	設置
	前方飛込スタート グリップ	前面・両サイド	同左
	背泳ぎ用 スタート握り	水面上0.30m以上で0.60m以下 タッチ板を所定の位置に取り付けて 使用可能な高さ	同左
		水平又は垂直	同左
	レーン番号	ブロック式4面、連続式前面	同左
	配列	右端を1レーンとする。10レーン は0レーン	右端を0レーンとする
据付		同左	
背泳ぎ用ターン標識		両端壁から5.0m	同左
		ロープの高さ1.8m	同左
側壁の背泳ぎ用チェック標識		壁から各15m	同左
不正出発防止用ロープ		スタート台から15.0m	同左
		水面上の高さ1.20m以上	同左
レーンロープ・ブイ		直径50mm～150mm以下	150mm
飛込プールとの間隔		屋外10.0m以上、室内8.0m以上	同左

参考資料4 アンケート調査(建替基本構想策定時)

1. 調査目的

平成2年の開設以来 28年を経過し、施設の老朽化が進んでいる町営水泳プールの建替えに向けた建替基本構想の検討に当たって、町民及びプール利用者の利用状況や建替えに向けた要望等を把握し、今後の検討に反映させることを目的にアンケート調査を行いました。

2. 調査概要

アンケート調査は以下の2種類を行いました。配布・回収状況は下表のとおりです。

(1) 一般町民アンケート(以下、「町民アンケート」)

- ・調査対象：13～85歳の町民のうち無作為に抽出された1,000人
- ・調査期間：平成30年7月3日～7月22日
- ・配布・回収方法：配布・回収とともに郵送

(2) プール利用者アンケート(以下、「利用者アンケート」)

- ・調査対象：当該プール利用者
- ・調査期間：平成30年7月4日～7月22日
- ・配布・回収方法：プール受付にて配布・回収

表 配布数・回収数・回収率

	配布数	回収数	回収率
①町民アンケート	1,000	306	30.6%
②利用者アンケート	-	176	-
合計	-	482	-

(3) 設問内容・集計方法

アンケート調査設問内容は下表のとおり。共通の設問については合わせて集計しています。

表 設問内容

設問内容		備考 [利用者アンケート該当箇所]
問1 回答者について	年齢／性別／職業 (利用者のみ) 居住地／同伴者／交通手段	問3
問2 利用状況	(町民のみ) 利用状況／利用しない理由 利用頻度／利用曜日／利用目的／教室等参加状況	問1・問3
問3 建替え希望等	利用したい機能／サービス要望／利用希望時間帯	問2
問4 プールに関する自由意見		問4
問5 町のスポーツ全般に関する自由意見		問5

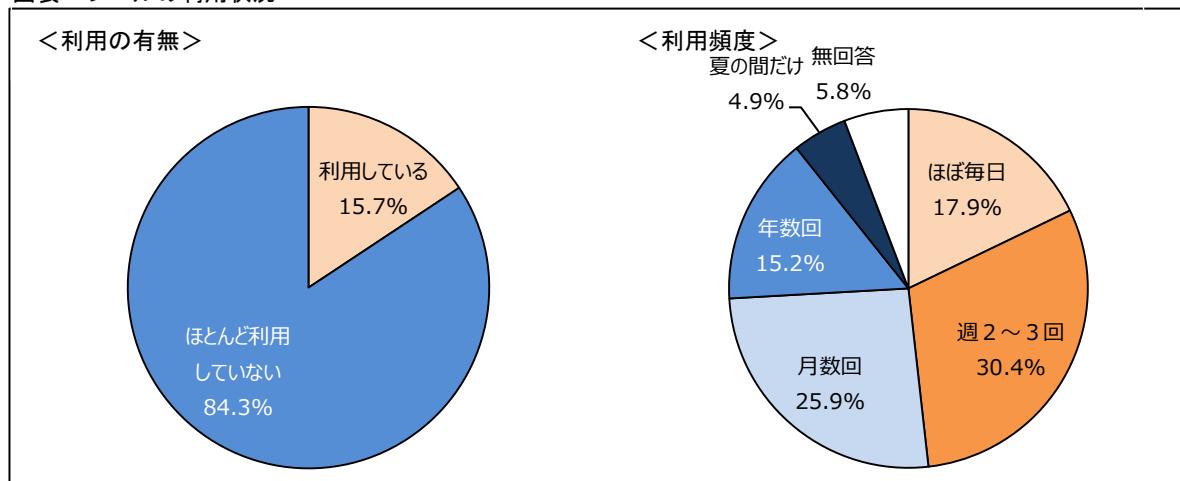
※回答構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100%とはなりません。

3. 調査結果抜粋

(1) プールの利用状況

- ・プール利用状況は「利用している」が全体の 15.7%となっています。
- ・利用頻度は「週 2～3 回」30.4%、「月数回」25.9%、「ほぼ毎日」17.9%で利用者の 7 割以上は月に複数回プールを利用しています。

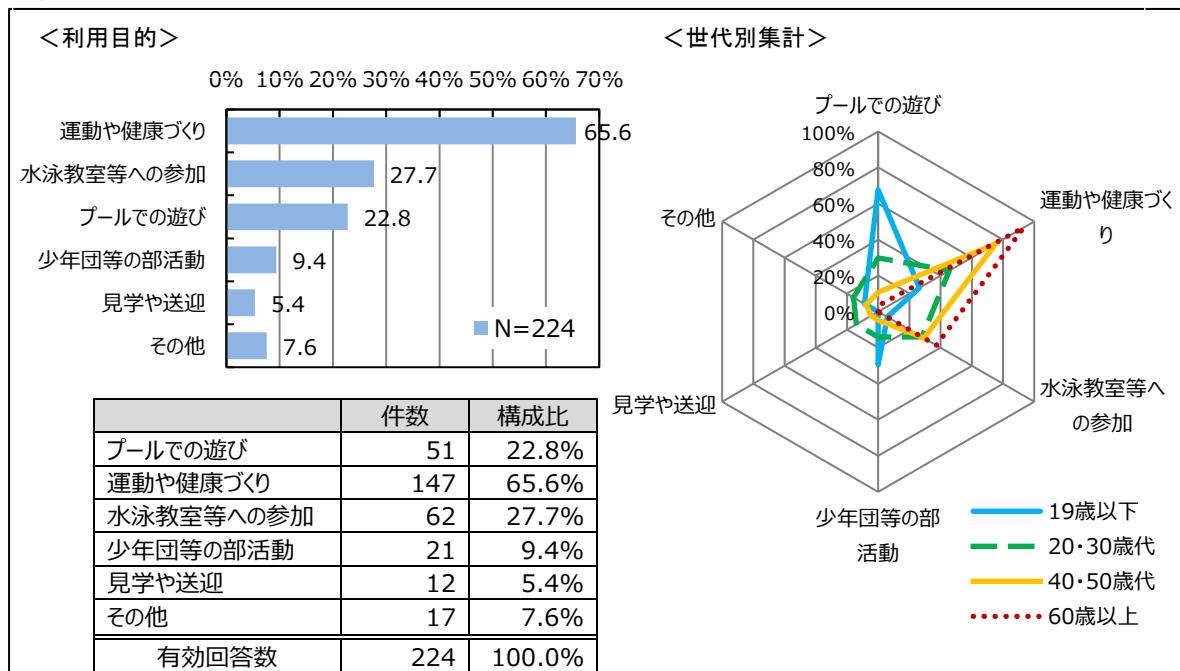
図表 プールの利用状況



(2) プールの利用目的

- ・プールの利用目的は「運動や健康づくり」が 65.6%と最も多くなっています。
- ・年代別で見ると、19 歳以下の「プールでの遊び」が最も高い他は「運動や健康づくり」が最も高く、特に 60 歳以上は 9 割を超えてています。

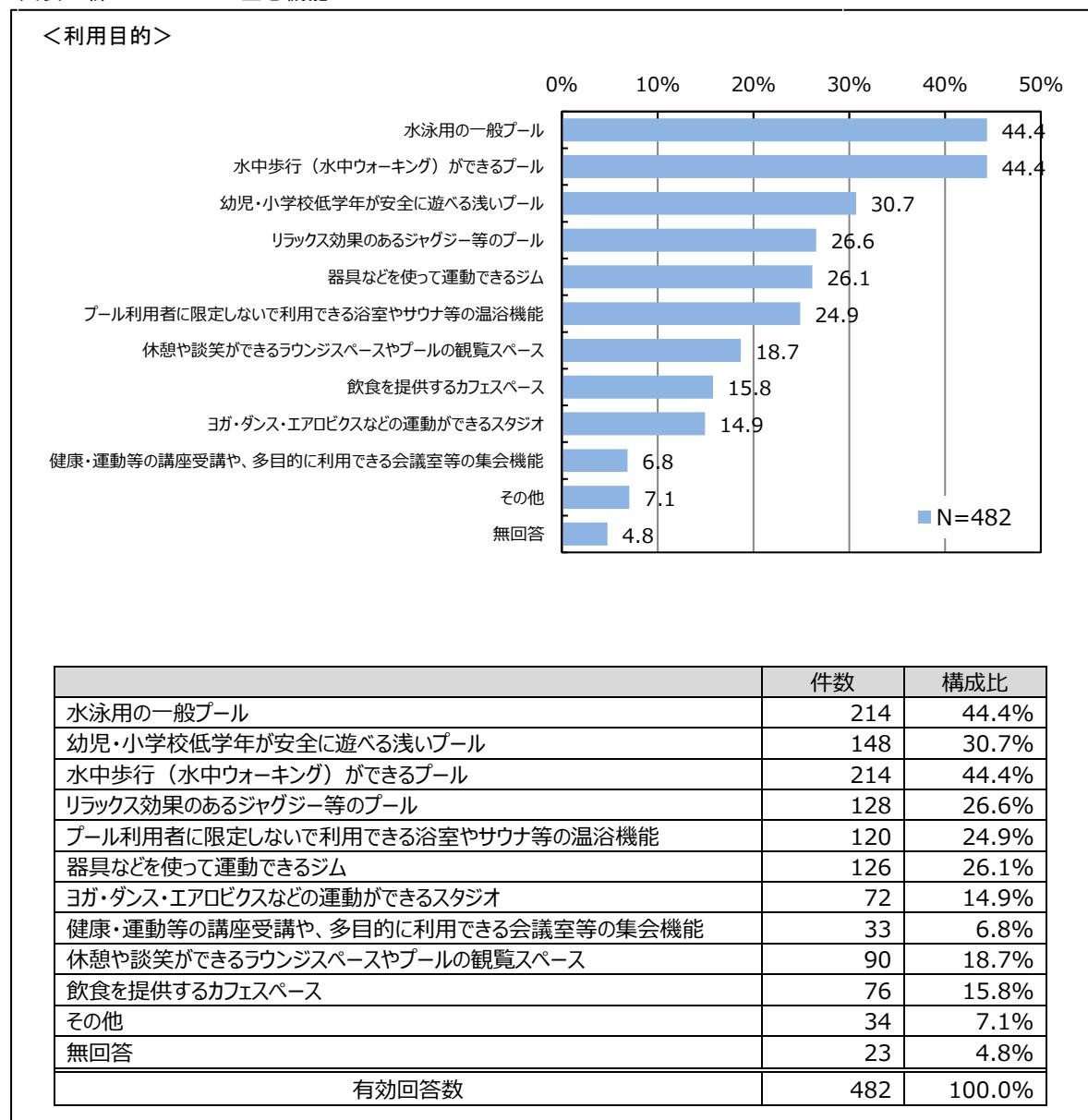
図表 プールの利用目的



(3) 新しいプールに望む機能

- 新しいプールに望む機能は「水泳用の一般プール」及び「水中歩行（水中ウォーキング）ができるプール」が共に44.4%で最も多く、ついで「幼児・小学校低学年が安全に遊べる浅いプール」が30.7%となっています。
- プール以外の機能では「器具などを使って運動できるジム」が26.1%で最も高い要望となっています。
- 年代別集計を見ると、19歳以下が「飲食を提供するカフェスペース」、20・30歳代は「幼児・小学校低学年が安全に遊べる浅いプール」、40・50歳代及び60歳以上は「水中歩行（水中ウォーキング）ができるプール」と異なる傾向が見られます。

図表 新しいプールに望む機能



図表 新しいプールに望む機能（世代別集計）

